

LIBRA

2013年 12月号

〈特集〉

人権救済申立制度と人権擁護委員会の活動

〈インタビュー〉

フルート奏者 高木綾子さん



LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2013年12月号

特集

02 人権救済申立制度と人権擁護委員会の活動

- | | |
|---------------------------|-------|
| I 人権救済申立制度と人権擁護委員会 | 古本 晴英 |
| II 人権救済申立事件の手續と囑託の役割 | 塚本亜里沙 |
| III 人権救済申立事件の具体的な紹介 | |
| (1) 対拘置所：バディ事件 | 小塚 陽子 |
| (2) 対警視庁：新宿警察事件 | 神谷 延治 |
| (3) 対大手機器メーカー：内部通報事件 | 大辻 寛人 |
| IV 専門部会の紹介 | |
| (1) 沖縄問題対策部会 | 滝沢 香 |
| (2) 報道と人権部会 | 廣田 智子 |
| (3) 格差問題部会 | 林 治 |
| (4) 国際人権部会 | 須田 洋平 |
| (5) 再審部会 | 鈴木 貴子 |
| (6) ハンセン病問題協議会 | 川上 詩朗 |
| (7) 新司法修習プログラム検討プロジェクトチーム | 伊礼竜之助 |

インタビュー

24 フルート奏者 高木 綾子さん

ニュース&トピックス

- 30
- ・研修報告「最近の消費者トラブルの傾向と相談・事件処理のポイント」
 - ・弁護士会三田外国人法律相談センター開設記念パーティーを開催
 - ・大規模災害発生時の安否確認テストを実施

連載

- 29 理事者室から：「憲法・人権担当取締役」？ 山内一浩
- 33 今、憲法問題を語る：第31回 いま、なぜ「国防軍」か 藤川 元
- 34 常議員会報告(2013年度 臨時)
- 36 近時の労働判例
第13回 東京高判平成24年3月26日(日本ベリサイン事件控訴審判決) 宋 昌錫
- 38 刑弁でGO!：第52回 高裁で逆転無罪！ 賛田健二郎
- 40 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応
第63回 札幌弁護士会との経験交流会 松浪 恵
- 41 65期リレーエッセイ：天狗の棲み家のご近所で 石島 淳
- 42 via moderna
第48回 成年被後見人選挙権訴訟を担当した若手に聞く 角田智美
- 44 わたしの修習時代：修習生活を振り返って 62期 佐藤 絢
- 45 コーヒーブレイク：私の趣味 柳沢可奈子
- 46 心に残る映画：『レザボア・ドッグス』 今西順一
- 48 旧会館時代の思い出〈前編〉 小林博隆
- 50 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 56 会長声明・談話
- 59 インフォメーション

2013年 LIBRA 特集一覧

- 1月号 東弁の対外広報はいかにあるべきか
- 2月号 弁護士業務とIT
- 3月号 東日本大震災と東京の弁護士の取り組み
- 4月号 東京弁護士会の若手支援制度
- 5月号 外国人の人権“最前線”
- 6月号 進化する法教育
- 7月号 民法(債権関係)改正 その3 —中間試案と東弁意見—
- 8月号 東京地裁書記官に訊く —交通部 編—
- 9月号 インターネット法専門講座 「インターネット上のトラブルの概観と解決法」
- 10月号 激動する労働環境 —労働法の現在とこれから—
- 11月号 養育費・婚姻費用簡易算定方式の諸問題
- 12月号 人権救済申立制度と人権擁護委員会の活動

人権救済申立制度と 人権擁護委員会の活動

弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする（弁護士法第1条1項）。その弁護士が加入する団体である東京弁護士会（以下「当会」という）は、様々な人権救済活動を行っている。

具体的には、

- ①人権侵害についての調査、情報の収集及び自由人権思想の普及高揚のための諸活動
- ②刑事事件の被疑者・被告人、子ども、高齢者・障がい者、性による差別を受けた人、公害・天災・健康被害に苦しむ人、犯罪被害者・その家族、日本国内に在留、滞在する外国人、消費者、働く人々などの人権を守るために、情報・資料の収集及び研究、意見書・会長声明の発表などを通じて解決を目指す活動
- ③市民のみなさんが利用しやすいように、法律相談サービスを拡充する取り組みなどである。

これらの活動を当会の様々な委員会が担っている。本号では、そのうち、人権擁護委員会にスポットを当てた。本号の特集は、年間100件以上もの新規申立が係属するという人権救済申立事件をいかに解決しているのかの論考に始まり、人権擁護委員会が専門部会ごとにいかなる活動をしているのかの紹介を行う。いわば人権救済活動の最前線に身を置く弁護士たちの熱きレポート集である。

なお、LIBRA2011年8月号では「弁護士会はいかに社会に貢献しているか」のテーマで特集を組み、人権擁護活動以外の諸活動についても紹介している。これを機に、こちらも一読されたい（http://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2011_08/p02-16.pdf）。

（臼井 一廣）

CONTENTS

- | | |
|----------------------|---------------------------|
| I 人権救済申立制度と人権擁護委員会 | IV 専門部会の紹介 |
| II 人権救済申立事件の手續と囑託の役割 | (1) 沖縄問題対策部会 |
| III 人権救済申立事件の具体的な紹介 | (2) 報道と人権部会 |
| (1) 対拘置所：バディ事件 | (3) 格差問題部会 |
| (2) 対警視庁：新宿警察事件 | (4) 国際人権部会 |
| (3) 対大手機器メーカー：内部通報事件 | (5) 再審部会 |
| | (6) ハンセン病問題協議会 |
| | (7) 新司法修習プログラム検討プロジェクトチーム |

I 人権救済申立制度と人権擁護委員会

人権擁護委員会委員長 古本 晴英 (50 期)



1. 人権救済申立制度の意義

当会には、週に何通も、人権侵害を受けたので救済して欲しいと書かれた手紙が届く。年間にすると100通を超える。ほとんどが人権侵害を受けたというご本人が書いたもので、便せんにびっしりと被害事実を書くものがある一方、慣れないためか判読も難しく要領を得ないものもある。

当会では、被害事実が特定できるものは「人権救済の申立」として受理し、事実が特定できないものもご本人に手紙を返信し、内容の特定を促したりしている。当会が行っている「人権救済申立事件」の処理は、このようにして始まる。

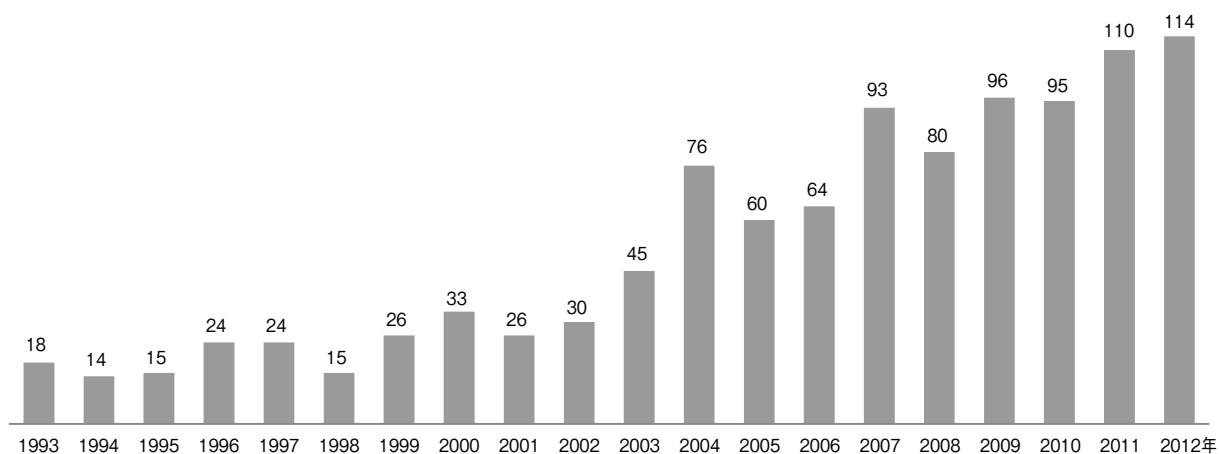
人権救済申立事件の処理を担当するのが、人権擁護委員会である。人権擁護委員会では、事実面と評価面について調査し、人権侵害またはそのおそれがあると判断した場合に、加害者等に警告あるいは勧告といった措置をすべく報告書をまとめ、会長に報告している。

このような人権救済申立事件の処理を、全国の弁

護士会の人権擁護委員会と日弁連の人権擁護委員会が担当している。日弁連に対しては、近時は毎年400件前後の申立があり、当会には、日弁連から移送を受けるものを含め、年間100件以上の新規申立案件が係属している。

実は、昔からこのように申立が多かったわけではない。図1で示されるように、2000年代に入って、特に2004年頃から申立受理件数が急増しはじめ、その後現在までなお増加傾向にある。これは、弁護士会や日弁連による精力的な人権擁護活動やその成果が、広く市民に知れ渡るようになったこと、そしてその結果、市民の期待がますます大きくなったことの表れといえる。近時、特に一連の司法改革がはじまって以降、政府・国会だけでなく市民社会のいろいろな場面で、弁護士・弁護士会にたくさんの発言機会が与えられるようになった。私からすると、弁護士会が弁護士会たるゆえんは、“一途に”市民の権利擁護のための活動をしていることである。それによって弁護士会は市民そして社会全体の信頼を勝ち得て、それを力の

図1 東京弁護士会 人権救済申立受理件数(1993年～2012年)



淵源として、人権諸課題だけでなく、様々な分野で発言力を持つに至ったのである。単なる利益集団ではなく、市民の権利擁護と社会正義を目的とした職業集団であること、それが弁護士全体の信頼を高め、影響力を強めていると指摘できる。

2. 事件の具体的な内容

(1) 申立事件の分類

申立がなされる事件の内容に着目してみる。大きな傾向としては、刑務所あるいは拘留所に収容された者が、収容中に違法な処遇を受けたと訴えるものが最も多い。“監獄”はいまでも人権侵害の温床になっているのである。かつては、警察官から暴行を受けたとか、違法な捜査があったと主張する申立も多かったが、この種の申立は、全体としては減少傾向にある。当番弁護士制度の発足から被疑者国選の開始、そして何より弁護士個々人が捜査弁護活動の重要性を意識して活動するようになった1つの成果の表れかもしれない。

当会では、申立段階において、内容によって事件を分類、分析まではしていない。ただ、この点は、日弁連が申立内容別に統計をとっているので参考になる。『弁護士白書』（2012年版）によると、2011年の申立総数391件のうち、「刑務所・拘留所による侵害」が220件（56.3%）、「再審事件」48件（12.3%）、「警察による侵害」30件（7.7%）、そして「行政機関・法制度」を問題とするものが11件（2.8%）と続く。その他に、医療機関による侵害、報道機関による侵害、教育機関による侵害、企業による侵害などが続いている。

日弁連への申立と比較すると、当会に対する申立は、「刑務所・拘留所による侵害」の割合がより多くなる。これには、特定の申立人が多数の申立を重

ねていることも影響している。また、当会や他の弁護士会と比較して、日弁連は再審支援を求める申立の割合が大きい。これは、足利事件、東電OL事件など、近時、日弁連が支援した事件が大きな成果を上げていることが影響している。

なお、全国の弁護士会に先駆け、当会では再審支援を求める申立に本格的に取り組むために、2010年に新しい部会を設置している。日弁連人権擁護委員会で再審を担当する部会が、事件数の多さに飽和状態になっていることから、それを支えるべく体制を整えたものである（詳細は本特集の20頁でも紹介している）。この結果、日弁連に申し立てられた再審支援を求める申立のうち、東京高裁管内に関連のある一定数の事件が、当会に移送されてきている。「移送」は再審支援を求める申立だけでなく、他の救済申立でも、日弁連が当会で処理するのが相応しいと考えた場合に行われることがある。またこれとは逆に、当会に申立があっても、全国的な規模の問題で政府等に働きかけるのが適当な事案だと判断した場合は、当会から日弁連に移送することもある。「移送」は、例えば、東京都外の刑事施設を相手に申し立てられた事件を、当該刑事施設がある地域の弁護士会に事件処理を委ねる場合などにも行われる。ここでわかるように、人権救済申立事件の処理は、全国52の弁護士会と日弁連の協同作業だといえる。

(2) 警告・勧告等の内容

申立時でなく、措置段階における事件の内容については、是非、実際の警告書や勧告書を見ていただきたい。当会のホームページでは、2005年以降の主な措置事件について、ほぼ全文を掲載して紹介している（<http://www.toben.or.jp/message/jinken/index.html> ホーム＞私たちのメッセージ＞人権救済申立事件）。また、近時の主な事件については、図2

(7頁)に概略を掲載した。これを見ると、やはり都内にある府中刑務所、東京拘置所を相手に警告や勧告をしたものが多い。これ以外では、警察官の制圧行為で怪我をした事案について、実力行使として許される限度を超えた違法なものだとして警告したもの(2013年7月)、某大学に対して、附属小学校の特定の教員に対する名誉あるいは人格権の侵害行為があったとして勧告したもの(2012年6月)、戦後にレッド・パージで免職となった者に対する名誉回復や補償を行うよう政府に勧告したもの(2013年9月)などがある。本特集では、近時、当会が措置をした事件のうち3つの具体的事件を採り上げ、実際に調査を担当した委員によって、内容はもちろん調査の妙味などを紹介している(10～15頁)。

なお、2005年に『日弁連人権侵犯申立事件警告・勧告・要望例集』全5巻が刊行されている(日弁連人権擁護委員会編集・明石書店)。上記『例集』がはじめに編纂されたのは1976年である。これら全5巻の中には、初期の編纂部分の復刻も含まれており、半世紀以上にわたる人権救済の歴史が凝縮されている。

3. 警告、勧告等の根拠

人権救済の申立を受け、当会が警告や勧告を発する根拠は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」とした弁護士法1条の規定にある。これを受け、当会の会則では、人権擁護委員会を常置委員会と定め(56条)、その役割について「基本的人権を擁護するため」「人権侵犯についての調査情報の収集」等を行い、「適切な措置を執ることを職務とする」と定められている(94条)。「適切な措置」の具体的内容については、委員会規則7条、細則10条により、「警告」「勧告」

「要望」等が定められている(「警告」「勧告」「要望」の違いについては、11頁のコラムを参照して下さい)。

このように、法的根拠が弁護士法1条の抽象的な規定である以上、その措置内容は強制力を持ち得ない。それでは一体、警告や勧告にどのような意義があるのか。このことを端的に表現した裁判例があるので紹介したい。

「人権擁護委員会の設置は弁護士会の会則で定められているものの、それは弁護士法1条1項に規定する弁護士の使命の実現のためであると認められるのであり、したがって、弁護士及び弁護士会による基本的人権の擁護活動は、弁護士法1条あるいは弁護士法全体に根拠を有するものであると解するのが相当である。そして、弁護士会の人権擁護委員会に対する人権救済の申し立てが、簡便な救済措置として利用価値が極めて高く、一般の国民にもそのように認識されていること、人権擁護委員会の行う調査、警告、勧告等の活動は、人権侵害者に対する法的な強制力こそ有しないものの、国民の信頼や従前の実績等により裏付けられた事実上の強い影響力をもつものであること、受刑者が人権侵害の権利救済を求める場合には、法務省から離れた第三者機関であるという点で、受刑者である申立人にとって、調査、警告、勧告等の活動が比較的厳しく行われることを期待することができることなどは、前記引用にかかる原判決(略)のとおりである。」

これは、広島弁護士会が、申立を受けて行っていた調査を妨害されたとして広島刑務所を相手に提訴した国賠訴訟における広島高裁判決(平成17年10月26日)の判示の一部である。これより以前にも、すでに同様の判断は、日弁連人権擁護委員会の活動に対する東京地裁判決(平成元年5月31日)などで

も示されている。

4. 人権擁護委員会の紹介

最後に、人権擁護委員会の紹介をしたい。人権救済申立事件は年間100件の申立がありながら、措置に至る件数は、年間数件から10件程度にとどまる。すなわち、9割以上の事件は、地道な調査を遂げても、日の目を見ることなく「(調査) 不開始」や「不処置」として終了していくのである。

委員は、拘置所や刑務所に足を運んで申立人から聴き取りを重ね、相手方や官公署に照会を行って調査を遂げて事実認定をし、これに自らの人権感覚と裁判例などを根拠にあてはめをして、警告・勧告等が相当か否かの判断をしている。読みにくい手書きの申立書を読み込み、事実を隠そうとする刑務所の回答書の嘘を見抜くべく精査して報告しても、委員会の先輩方は口うるさく、調査が足りないと突き返されることもしばしばである。このように労多くして、実りの少ない作業に、実に多くの委員が熱心に取り組んでいる。その力の淵源は、人権侵害を見逃さないという正義感と弁護士会に対する期待を裏切ることはいけないという使命感といえよう。

しかし、人権擁護委員会は、このような“苦労”ばかりする委員会ではない。事件処理を担当する部会のほかに、これらと併設して多数の「専門部会」を設けており、それぞれの委員が各自の関心に従って専門部会に所属し、様々な人権諸課題について研究して意見表明などを提案している。本特集では、これらの専門部会についても、それぞれの活動を紹介させていただいている。

専門部会の中では、特に「沖縄問題対策部会」と「報道と人権部会」が長い歴史と“伝統”をもっている。“東京弁護士会になぜ「沖縄」？”と訝る声

もきく。しかし、沖縄について勉強すればするほど、沖縄が抱える問題は、平和を追求する私たち共通の課題であることがわかる。毎年きちんと沖縄訪問を絶やさないことがスゴイ。「報道と人権部会」もこれまでのユニークで精力的な活動によって、当委員会、いや当会の“看板部会”になっているといって良いだろう。「表現の自由については東弁」と言われることすらある。

他方、既に述べた「再審部会」や「格差問題部会」は比較的新しい部会である。「格差問題部会」は、いわゆる年越し派遣村で象徴される雇い止めや生活不安が問題となった2008年末のその直前に、まるでその社会不安を予測していたかのように発足させた部会である。格差問題部会があったおかげで、その後、会長声明の発出や生活保護相談などに迅速な対応ができたと指摘できる。

このように、専門部会の活動は多種多様である(活動の詳細は16頁以下をご参照いただきたい)。何をやらなければならないといった決まりもない。「この人権問題を委員会で取り上げたい」と声を発したものが、皆を説得し、新たな部会を立ち上げて活動をはじめれば良いのである。「国際人権部会」の活動で見られるように、委員の視界は既に世界に広がっている。まだまだ光の届いていない人権課題は、世の中には山ほどある。是非、当会の総力を結集して委員会の活動を活性化させたい。

人権擁護委員会の委員は、このように、片方で申立事件の処理をしながら、もう片方で自分が関心を持つ専門部会で研究活動もしている。この両者をバランスをとりながら車の両輪のようにして乗りこなしている。外から見ると大変そうであるが、実はこの車、案外乗り心地がよい。

図2 近時の主な人権救済申立事件の概略

年月日	事件名	措置内容	相手方	要 旨
2013年 9月3日	レッド・ページ免職事件	勧告	内閣総理大臣	1950年当時、電気通信省に勤務していた申立人を共産党員であることを理由として免職した国の行為が、特定の思想・信条を理由とする差別的取扱いであり、申立人の思想良心の自由、法の下での平等、結社の自由を侵害するものとして、名誉回復や補償を求めた事例。
2013年 7月4日	違法捜査・制圧行為等事件	警告	警視庁	警察官の職務質問及び所持品検査の際、申立人の身体を数分間にわたって押さえた制圧行為や、違法な制圧行為の結果、申立人の立ち去りを断念させ、警察署に連行して留め置き、強制採尿を行った行為について、違法なものであるとした事例。
2013年 3月14日	面会不許可等事件	要望	府中刑務所	被収容者の友人との面会を不許可とされたことに関し、不許可とした事実の告知が不許可の1カ月程後に行われ、かつ、友人の氏名も告知されなかった件につき、面会を不許可とする旨の措置を行った場合には、速やかにその旨を被収容者に告知するとともに、面会の相手方の氏名を告知しない場合は、厳格に運用するよう要望をした事例。
2013年 3月14日	物品使用不許可事件	勧告	府中刑務所	受刑者が、刑務所において閉居罰の執行を受けていた間に、自己を当事者とする民事訴訟に係る裁判所宛での認書作成のために物品(書籍等38点)の使用許可を願い出たにもかかわらず、これを許可しなかった刑務所の行為が、当該受刑者の裁判を受ける権利を侵害するとした事例。
2013年 3月14日	医療処遇懈怠事件	警告	府中刑務所	入所時にクローン病であるとの引継ぎがなされていた受刑者が、クローン病の典型的な症状を訴えて外部病院の専門医による診療を希望していたにもかかわらず、外部病院での診療を受けさせなかったことが、適切な医療を受ける権利を侵害するとした事例。
2013年 2月8日	領置金の無断控除事件	要望	東京拘置所	被収容者が郵便物の発信申請をした際、追加料金が発生したため、被収容者に無断でこれを領置金から控除した件につき、追加料金が発生した場合には、必ず被収容者に事前に意思確認をした上で発送手続を行うよう要望を出した事例。
2013年 1月30日	受診懈怠事件	警告	警視庁	留置施設に収容されていた被疑者について、収容時に左手第2指を骨折したにもかかわらず、当該留置施設が約20日間、治療行為を行わなかったことが、的確な医療上の措置を受ける権利を侵害するとした事例。
2012年 12月21日	死刑確定者に対する書籍閲覧の不当制限事件	勧告	東京拘置所	拘置所に収容されている死刑確定者が、私費で購入した書籍(刑務所での生活を描写した漫画)の閲覧許可を願い出た際、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとして不許可としたことが、同人の書籍を閲覧する自由を侵害するとした事例。
2012年 9月13日	不当懲罰事件	要望	府中刑務所	刑務所被収容者に懲罰を科すにあたり、懲罰審査会において参照されるべき量定資料がないまま懲罰内容が決定されていることにつき、国連被拘禁者処遇最低基準第29条、30条に反し、国連人権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)第7条の「非人道的な取り扱い」及び憲法第31条に違反する恐れがあるとして、量定資料を作成し、被収容者その他外部に公表することを要望した事例。
2012年 9月13日	米麦食強要等事件	要望	府中刑務所	刑務所被収容者が、米麦食を摂取すると吐き気を催すとの理由から、パン食への変更を繰り返し求めたにもかかわらず、米アレルギーが陰性であったという理由で変更を認めず、米麦食を強要したことが同人の人権を侵害するものとした事例。
2012年 6月14日	説明懈怠事件	要望	防衛省	公務中の在日米軍によるひき逃げ事件について被害者らとの示談交渉に当たっていた防衛施設庁(当時)が、国が採用する損害賠償基準及び当該基準と裁判実務において認められ得る損害賠償基準との間に大きな差があることについて説明を怠り、その結果、同人らの自己決定権が侵害されたとした事例。
2012年 6月4日	名誉毀損事件	勧告	国立大学	大学付属中学校のクラス担任が申立人から他の教諭に交代した際、保護者への説明会において、担任交代の理由が、申立人の教師としての適格性を疑わせるような行為があったと説明したこと、並びに、その後に再度実施した説明会において、実際には申立人に対し懲戒処分を行っていなかったにもかかわらず、大学の一機関による調査によって懲戒処分相当である旨勧告されたことを説明したことにつき、申立人の名誉ないしは人格権を侵害するものとした事例。

Ⅱ 人権救済申立事件の手続と嘱託の役割

人権擁護委員会委員・人権救済調査室嘱託 塚本 亜里沙 (52 期)

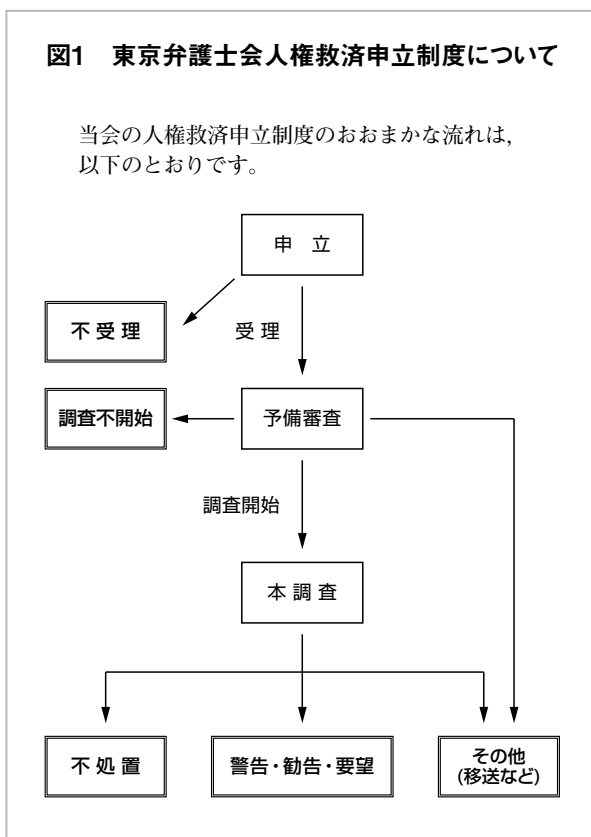


1. 人権救済申立制度について

人権救済申立制度の手続の流れは、図1の通りである。

図1 東京弁護士会人権救済申立制度について

当会の人権救済申立制度のおおまかな流れは、以下のとおりです。



(1) 申立受付・受理

申立は、人権侵害を受けた被害当事者に限られず、誰でも可能である。

2002年の名古屋刑務所での暴行陵虐事件以降、刑事収容施設の被収容者からの申立が増加し、現在では申立の9割程度が、被収容者からの申立となっている。

申立の方法は、原則として書面で、申立の趣旨及び理由を記載しなければならないが、被収容者による申立の場合、申立人自身の手書きであるため、文字や文章が読みづらいことに意外と悩まされる。加えて、

日時、場所、どのような人権が侵害されたのか等の人権侵害事由の記載が不十分・不明確なことも多いため、繰り返し読み趣旨を把握し、また、補正要求をする等して申立事由を特定するよう努めているが、受理や下記の予備審査報告までに時間がかかってしまうのも事実である。

弁護人から人権救済申立制度を案内されたので、と付記された申立も意外と多い。弁護人の方々も大変多忙なところ恐縮ではあるが、当該被疑者・被告人の申立事件の処理・進行を迅速化できることにもなるので、案内される場合には人権救済申立書の作成についても可能な限りご協力をお願いしたい。

申立書式に厳格な様式は求めておらず、また、当会では所定の事項を書き込むことで申立書となるひな型(図2)を用意しており、人権課窓口で希望者に配布もしている。また、刑事拘禁施設関係以外の人権救済申立も受け付けているので、是非、申立代理人として広く利用していただきたい。

(2) 予備審査

当会で受理された人権救済申立事件は、まず、調査を開始するか否か等を判断する予備審査に付されることとなる。

予備審査は、書面審査であり、原則として申立人への事情聴取はしていない。多数の申立を迅速に処理すべく、事情聴取を省略し、申立事由が事実であればそれが人権侵害にあたるか否かを審査すれば足りる扱いである。

(3) 本調査

委員会で「調査開始相当」との決定をした事件の調査は、5箇所からなる事件処理部会に付託される。部会では、申立内容・調査の見通し等を議論し、担当主査1名及び副査1名以上を選任して調査を実施する。

図2 東京弁護士会 人権救済申立書式

平成 年東人権第 号 東京弁護士会会長 殿 人 権 救 済 の 申 立 申立年月日 年 月 日 [申立人] ・氏 名 [印] 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 (年齢 歳) ・住 所 _____ _____ 電話 () _____ [職業] [相手方] ・氏 名 _____ ・住 所 (連絡先) _____ _____ 電話 () _____ [職業] 受付日／ 年 月 日	※人権侵害申立事項（貴方は、何時、誰から何をされた事を人権侵害と考え、どうされたいのか、その趣旨と理由）を詳しく記入してください。 (申立の趣旨) あなたの求める結論をお書き下さい。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ ()	(申立の理由) 人権侵害の内容を具体的にお書き下さい。 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ ()
--	--	---

申立人に対する事情聴取、相手方、関係者への事情聴取や照会等の調査を遂げて、事実認定、法律判断、結論を整理し、部会での結論をまとめ、調査報告書案を委員会に上程し、措置相当（警告・勧告・要望）とするか、不処置・中止・移送等の結論にするか等につき、審議・議決することとなる。

自ら調査した証拠に基づき、事実認定と法律判断を行えることが、調査担当の一番の面白味でもある。

2. 人権救済調査室嘱託の役割

現在、人権救済調査室嘱託は2名体制で業務にあっている。

主な役割としては、下記の通りである。

(1) 申立の手紙等の内容確認と返信

当会に届いた申立や相談等の手紙に目を通して返信をし、一見して申立の形ではない文書であっても、その内容から人権救済申立として取り扱うべきと思考されるものについては、申立として取り扱うほか、返信にあたっては、可能な限り発信者の要望に応えられる機関を案内するよう努めている。手紙等は日々、季節・盆暮れ問わずに寄せられるので、常に週1～2日は人権課に立ち寄り、返信を起案している。

(2) 滞留事件への対応

また、滞留事件対策として、嘱託2名で担当部会を決め、適宜事件処理部会に出席し、本調査案件の進捗状況を把握し、処理方針について意見を出す等

している。また、滞留事件は滞留の理由を確認し、必要に応じて引き取りを行っている。

(3) 同一人からの複数申立の取扱い

現在、時間を割いているのが、近時増大している同一人からの多数申立の処理（いわゆる多重申立人の件）である。未決拘禁者の場合、文書発信の通数制限がないため、事実上毎日でも申立が可能である。したがって、同一人が当会のみならず、日弁連や他会にも申立を行っていた場合には、それらも当会へ移送され、件数が三倍四倍に膨れ上がってしまうということがある。重複申立については、すでに結論が出ている事件として調査不開始相当との予備審査報告を行うことになるが、予備審査報告を複数の担当者に分散すると、相互に重複のチェックが難しくなるため、ある申立人の申立が一定量に達したところで、嘱託のみで取り扱うこととしている。

現在の制度上、「同一人からの複数申立」というだけで中身を確認せずに受理を拒否することはできないため、大量の申立であっても全てに目を通し、重複の有無等を確認の上、予備審査報告の形にして処理することが避けられず、どうしても時間がかかってしまう。多重申立は増える傾向にあり、処理に手間取ると他の事件処理に影響する可能性も否定できない。いかに人権侵害を見逃すことなく、適切に事件処理していくかが、日々の嘱託業務の悩みどころである。

Ⅲ 人権救済申立事件の具体的な紹介

(1) 対拘置所: バディ事件

人権擁護委員会副委員長 小塚 陽子 (58 期)



1. 事案の概要

2007年1月当時、東京拘置所に勾留されていた男性同性愛者である未決勾留者Aさん(当時29歳)は、東京拘置所に対し、自費で購入した男性同性愛者向け雑誌「バディ」2007年2月号(以下、「本件雑誌」という)の舍下げ(領置品等を自分の居室に入れること)を求めた。東京拘置所は、本件雑誌の閲読を許可することにより施設の規律秩序維持を害する結果を生じるおそれがあるとして舍下げを不許可とした。

2. 調査の開始

事実調査のため、まず、Aさんと面会し事情聴取を行った。また、雑誌の舍下げの許可基準と運用について調査するために東京拘置所・法務省矯正局に対する照会を行った。さらに本件では、Aさんは東京拘置所に移監される前に収容されていた横浜拘置支所では同雑誌の2007年1月号を舍下げすることを許可されていたと主張していたので、横浜拘置支所に対しても事実照会を行った。

私は、適正な判断を行うために、どのような雑誌が問題となっているのか、その内容を実際に見る必要があると考え、当該雑誌を買い求めることとした。インターネットで池袋の某書店に在庫があることを確認しその書店を訪れたが、店に入るや否や、女性の私を認めた男性店員がカウンターの中から飛び出してきた、私は入店を断られてしまった。それでも店員さんに頼み込んで同雑誌1冊を何とか入手した(後日、この顚末を委員会の先輩委員に報告したところ、勇気ある(?)行動だと讃えられた)。

3. 判断

事実関係の調査をふまえ、東京拘置所が本件雑誌の閲読を禁止した措置の権利侵害性について検討した。

(1) Aさんのいかなる権利が問題となるのか

まず、本件の論点・Aさんのどのような権利が侵害されているかに関して部会で議論をした。

本件では、男性の収容者は女性のヌード写真等が掲載されている成人向け雑誌を閲読することができることと比較してAさんは同性愛者であるために不平等な扱いを受けている、あるいは他の刑事施設(横浜拘置支所)では閲読が許可されていた雑誌が東京拘置所では許可されない、という事実から、憲法第14条の問題として検討することも可能であると考えた。しかし、先輩委員のご意見も受け、これらの問題に共通する権利であり憲法上の人権の中でも精神的自由権として重要な位置にある図書・雑誌を閲読する自由(憲法第21条、以下「図書等の閲読の自由」という)に対する侵害として問題を取り上げ、検討することとした。

(2) 権利侵害性の判断基準

次に、図書等の閲読の自由に対する権利侵害性を判断する基準をどのように考えるか、について検討した。

判例(未決勾留者の新聞閲読の自由が問題となった事例である、よど号新聞記事抹消事件判決〔最大判昭和58年6月22日〕)、法務省矯正局「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令」等を参考にした。これら判例・訓令等の趣旨を参考に、未決拘禁者にも図書等の閲読の自由が保障されていること、しかし拘禁施設という特殊な場であることに照らしてこの自由に対する一定程度の制限は免れず、刑事施設内の規律及び秩序を維持するという目的を達成するために必要と認められる限度で図書等の閲読の自由に対する制限が許されると考えた。そして、必要と認められる限度の制限であるかどうかは、当該閲読を許可することによって施設内の規律及び秩序が害される一般的・抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被

拘禁者の性向・行状、刑事施設内の管理・保安の状況、当該図書の具体的内容等の具体的事情を考慮し、人権侵害性を判断することとした。

(3) 本件の検討

Aさんは本件当時、東京拘置所では単独室に収容されており入浴・運動等は1人で行い、他の男性収容者と接触する機会はなかった。本件雑誌は、官能小説・成人漫画・グラビア（男性の裸体の写真を含む）・読者ページ等で構成されているもので、男性同性愛者向け雑誌という特徴はあるが成人用雑誌の一種と評価できるものであった（余談だが、元編集長にはテレビ等でおなじみの巨漢の某おネエ系タレントなどがある）。

このような事実を前提とすると、仮にAさんが自室内で本件雑誌を閲読し強い性的刺激を受け興奮したとしても、他の収容者に対して直ちにわいせつな行為に及ぶ具体的危険はほとんどないといえる。また、本件雑誌は、上記したように成人向け雑誌の一種であり、監獄からの逃亡方法を教示したり暴動を扇動する等の記事はなかった。

このような事情から判断して、単独室に収容されているAさんに本件雑誌の閲読を許可したとしても、

東京拘置所内の規律及び秩序が害される具体的危険は認められなかった。

したがって、東京拘置所が本件雑誌の舎下げを不許可とした措置は、Aさんの図書等を閲読する自由を侵害するものであり、違法であると判断した。東京弁護士会は、東京拘置所に対し、前記措置について人権侵害であるとして警告を執行した。

4. 事件調査に取り組んで

本件は私が当委員会ですべて最初に取り組んだ事件であった。社会的マイノリティと言われる立場にある人の、知りたい・情報を得たいという人間本来の欲求に基づく権利が十分に保障されていない事実と向き合い、弁護士（会）として行動する貴重な機会となった。弁護士としてのやり甲斐を感じた。現在の「パディ」の表紙は男性モデルの写真で飾られているが、発刊当初はイラストしか載せられなかったそうである。同性愛者に対する社会の認識・偏見がいかに強かったかを窺わせる事例といえる。現在、刑事施設内でも同性愛者に対する処遇に関し配慮すべき点についてようやく議論されるようになっているが、今後の議論が成熟することを期待したい。

コラム 「警告」「勧告」「要望」ってなにが違うの？

人権擁護委員会事件処理細則では、それぞれ右記のように定義されています。ただ、定義上の違いはわかりづらいですね。現実の運用では、人権侵害の程度、被侵害利益の種類、悪質性などを総合的に判断し、警告＞勧告＞要望の順で、相手に対する非難の大きな措置、つまり、強い措置と理解されています。

「警告」…人権侵害又はそのおそれがあると認められるため、加害者、監督者等に対して、委員会の意見を通告し、反省を求めることが相当と認められるとき。

「勧告」…人権侵害又はそのおそれがあると認められるため、加害者、監督者等に対して、被侵害者の救済又は今後の侵害の予防につき、適当な措置をとることを要請することが相当と認められるとき。

「要望」…人権侵害又はそのおそれがあると認められるため、加害者、監督者等に対して、委員会の意見を伝えることにより、その趣旨の実現を期待することが相当と認められるとき。

Ⅲ 人権救済申立事件の具体的な紹介

(2) 対警視庁:新宿警察事件

人権擁護委員会委員 神谷 延治 (60 期)



1. 事案の概要

(1) 職務質問・所持品検査

2008年7月24日午前9時45分頃、新宿区歌舞伎町所在のアシベ会館前路上において、警ら中の2名の警察官らが、申立人に対し、職務質問・所持品検査を行った。

(2) 立ち去り後の追跡・暴行・身体拘束

職務質問・所持品検査の際、申立人は突然その場所から立ち去った。警察官らは、申立人の1.5メートルないし2メートル後方を追跡し、前同日午前9時52分ころ、職務質問・所持品検査の場所から約80メートル離れた同区同町所在のクィーンズタウンホテル（以下「ホテル」という）1階ロビー内で申立人に追いついた。

その際、警察官らは、ホテル従業員に110番通報を依頼するとともに、ホテルロビー内で仰向けに倒れた申立人の抵抗を2人がかりで制止し、その身柄を確保した。

警察官らの応援要請により、さらに数名の警察官が現場に到着した際には、申立人はぐったりとした状態で抵抗を止め、すっかりおとなしくなっていた。

(3) 警察署・取調室への連行

その後、警察官らが申立人に対して警視庁新宿警察署に任意同行を求めたところ、申立人は、黙ったままだれた様子で警ら用自動車に乗車させられ、同署に連行された。

(4) 警察病院への連行・強制採尿

申立人は、前同日午後2時に警察病院に連行され、医師による強制採尿が実施された。

2. 争点

以上の争いのない事実経過を前提に、申立人の申立事由の当否を判断するうえで判断すべき争点は、次の3つに整理できた。

- ①警察官らが申立人に対して行った職務質問・所持品検査の適法性。
- ②警察官らが申立人を追跡し、ホテルロビー内で申立人を仰向けに転倒させ、制圧した行為等の有形力の行使の適法性。
- ③警察官らが、制圧行為の結果、申立人の立ち去りを断念させ、任意同行の名目で申立人を警視庁新宿警察署に連行し、申立人を数時間にわたり留め置き、その後に強制採尿を行った一連の手続の適法性。

3. 判断

(1) 職務質問・所持品検査について

当時、申立人には、全身を小刻みに震えさせ、顔色は青白く、目はぎろぎろとしながら唇を舐めるなどの薬物常用者の特徴、警察官らに気付いた際に足早に立ち去ろうとしたなどの異常な挙動が認められたこと、その他周囲の事情に照らし、警察官らの職務質問は、警察官職務執行法2条1項の要件を満たすと認めた。

また、所持品検査は、職務質問に付随していること、申立人の承諾を得ており強制に至ってはいないこと、着衣の上から触って所持品を確認したものであり捜索に至らない程度であったことなどが認められた。その際、申立人は、所持品検査の際のやりとり・態様に関し、免許証等の返還をめぐり口論になった、警察官らから暴行を受けたためシャツの背中が破れたなどと主張していたが、かかる主張は客観的証拠と矛盾する部分があるため信用できないと考えた。

よって、職務質問・所持品検査は、いずれも違法とまでは認められないと判断した。

(2) 追跡・有形力の行使・身体拘束について

ア 追跡について

申立人の立ち去り後に追跡した行為は、職務質問・所持品検査を継続する必要性及び緊急性が認

められる状況にあって、追跡した距離・方法において不相当ではないと判断した。

イ 仰向けに転倒させた行為について

ホテル出入口ドア前で申立人のシャツの袖を掴んだ行為は、停止させるための一時的な実力行使であり、また、ホテルロビー内で申立人に追い付いた際に申立人を仰向けに転倒させた行為は、逃れようとする申立人の抵抗が激しかったことからこれを制止しようとし、もつれ合っただけで倒れ、その後の過程において許容限度を超えてしまったというものであり（東京高裁平成9年3月27日判決（高裁判事裁判速報集平成9年70頁）参照）、職務質問・所持品検査に伴う必要かつ相当なものであるといえ、強制手段に至っていないと評価した。

よって、申立人のシャツの袖を掴み、仰向けに転倒させた行為は、いずれも違法とまでは認められないと判断した。

ウ 制圧行為について

その後の制圧行為は、警察官らが、仰向けに倒れた申立人をして抵抗できない程度の力で左右から2、3分押さえ続けたものであり、職務質問・所持品検査及び任意同行のために必要かつ相当な有形力の行使とはいえず、申立人の身体を過度に拘束する実質的逮捕であると評価した。

よって、制圧行為は、令状主義を潜脱し、申立人の身体的自由を侵害するものであり、違法であると判断した。

そして、制圧行為の際に申立人が負ったと主張する傷害のうち、左手の甲、鼻の上、右眉の上、右耳の擦り傷、首の発赤などの傷害は、警察官らの違法な行為により生じたものであると認め（もっとも、左手薬指の爪が剥がれたとの主張は不自然であり、頭部及び左胸部の打撲の主張は診断した

医師の所見とも矛盾する部分があるため認めるには足りないと考えた）、それにより申立人が肉体的・精神的苦痛を受けたと判断した。

(3) 警察署・取調室への連行について

申立人が制圧行為によって自ら立ち上がる気力や体力を失い、抵抗できずに警用自動車に乗せられ、誘導されるままに取調室まで連行されたことが認められた。

よって、申立人が明確に拒絶の意思を表示したか否かは別論、少なくとも申立人が同行及び取調べを拒否する意思を有していたことは強く推認されるうえ、任意同行及び取調べに関する申立人の明示ないし黙示の承諾もなかったという事情に照らし、警察官らの前記行為は違法であると判断した。

また、その後の警視庁新宿警察署及び取調室への連行、留め置き、警察病院への連行、強制採尿の各行為は、いずれも違法な制圧行為を利用したものとして、令状主義を潜脱し、申立人の身体的自由を侵害するものであり、違法性を帯びると判断した。

4. 感想

当職は、2010年8月6日、北海道の苫小牧空港に降り立ち、気温35度を超す記録的な猛暑の中を網走刑務所に向かった。その正門に旧監獄の面影が僅かに残る同刑務所において、申立人から約3時間にわたる事情聴取を行った。

本件の調査は4年以上の歳月をかけて行われたが、その措置には法的強制力がないこともあって、果たして申立人の求める真の“救済”となり得たか、限界も感じないではない。とはいえ、遠く最北端の網走刑務所まで赴くなどして本件に多少なりとも思い入れをもって取り組んだ結果、事件終結にあたり、ある種の達成感や感慨を抱くに至った次第である。

Ⅲ 人権救済申立事件の具体的な紹介

(3) 対大手機器メーカー：内部通報事件

人権擁護委員会委員・人権救済調査室嘱託 大辻 寛人 (59 期)



1. 事案の概要

大手機器メーカー（相手方）の従業員（申立人）が内部通報を行ったことの報復として、相手方から不利益措置を受けたとして、人権救済申立があった事案である。

申立人は、上司らが顧客先の従業員を引き抜こうとしていることを知り、これが不適切な行為であるとして、相手方の内部通報ガイドラインに基づき、相手方の内部通報窓口に通報した。

ところが、申立人から通報を受けた相手方の通報窓口担当者は、当該内部通報について申立人に対し送信した電子メールを、当該引抜き工作に関わっていた上司や社内の関係者に対しても送信し、これらの者に、申立人が内部通報を行ったことが知られてしまった。

その後、申立人は、これまでの職務経験と全く異なる、専門性の高い部署へ異動させられ、異動先において、社内外の関係者との全面的接触禁止を命じられたり、不明確で到底達成できない業務目標を設定されたり、申立人1名に対してのみ行われる上司らとの月次面談において侮辱的な発言を受けたり、相手方において最低の人事評価を受け続けたりした。

2. 争点

- (1) 相手方通報窓口担当者が、申立人が内部通報を行った事実を申立人の上司ら関係者に知らせたことについて、申立人が事前に承諾していたか否か。
- (2) 申立人による内部通報発覚後の相手方の対応（配転命令、部外者との接触禁止命令、上司との面談における上司らの言動、申立人に対する人事評価）の人権侵害性。

3. 判断

- (1) 申立人が内部通報をした事実を上司らに伝えたことについて

申立人が行った内部通報は、通報を行った当時の事情に照らせば、客観的で合理的な根拠があり、相手方の内部通報に関する運用規程に則った通報であり、通報窓口担当者は守秘義務を負う。

相手方は、申立人が、内部通報を行ったことを関係者に知らせることについて承諾していたと主張するが、相手方内部通報担当者が、後日申立人に対して謝罪していること、申立人が承諾したことを示す客観的根拠がまったく無いことなどから、そのような承諾があったとは認められない。

相手方内部通報担当者は、申立人の承諾なく、申立人が本件通報を行ったことを申立人の上司らに告げたものであり、この行為は守秘義務に違反し、申立人の人格権（プライバシー）を侵害する。

(2) 申立人による内部通報発覚後の相手方の対応（配転命令、部外者との接触禁止命令、上司との面談における上司らの言動、申立人に対する人事評価）の人権侵害性について

ア 配転命令の人権侵害性

(ア) 配転の必要性

申立人が本件通報後に、配転命令によって新たに調査・研究を行うこととなった事業は、最先端かつ高度に専門的な技術分野であるが、相手方においては、配転当時、事業化する当面の見込みはなく、人員も縮小していた。更に、申立人は、長年営業職に従事しており、当該新事業に関する知識も経験もなかった。このような状況において、申立人をあえて配置転換する必要性はなかった。

(イ) 不当な動機・目的の有無

申立人は、当時、所属部署の営業チームリーダーに任命されたばかりだったにもかかわらず、申立人が本件通報を行った後短期間で本件配置転換が行われた。

また、配置転換後も、申立人に対し継続的なパワーハラスメントが行われていたことなどをも考慮すると、本件配転命令は、本件通報を行った申立人に対する報復等の不当な動機・目的を有していたと認められる。

本件配転命令は相手方における人事権を濫用したものであり、相手方は、申立人の人格権を侵害したものと認められる。

イ パワーハラスメントの有無

(ア) 部外者との接触禁止について

相手方は、申立人に対し、社内外の人脈に対する接触を全面的に禁止した。

この命令を正当化しうる合理的根拠を見出すことはできず、申立人は、この命令により顧客と接触することが許されず、業務遂行上大きな不利益と精神的苦痛を強いられた。

(イ) 申立人に対する業務目標の設定について

配転後、申立人に対して設定された業務目標は、客観性・明確性を欠いており、目標達成の判断・評価が直属上司の恣意に流れるおそれがあり、公正・適正な評価を期待できないものであった。また、申立人の経験・知識・技能等に照らして申立人が目標を達成することは到底不可能で、適切な目標設定とはいえないものであった。

(ウ) 月次報告及び面談において申立人が受けた対応について

配転後、申立人の上司らは、毎月1回、会議室において申立人との3人による面談を行い、この場において、上司らは、専ら申立人の業務の成果を否定し、申立人に対し繰り返し「おまえ」と申し向けるなどして、申立人の人格を否定し尊厳を傷つけ続けた。

(エ) 申立人に対する人事評価について

申立人は、本件配転前は、最低の人事評価を

受けることはなかったが、配転後は、一貫して最低の評価である。相手方において、申立人と同様に最低評価となった者は極めて少なく、しかも、大部分は出勤率40%未満の病欠者等であると推認される。

本件通報以降の経緯をも考慮すれば、申立人に対する最低の人事評価は、申立人が内部通報を行ったことに対する報復等、不当な動機・目的を以て行われたものであり、人事権の裁量の範囲を大きく逸脱したものと認められる。

(オ) 小括

上記のような、相手方における申立人に対する一連の対応は、いずれも申立人の人格や尊厳を侵害し、精神的苦痛を与え、働く環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりするものであり、人権侵害であると認められる。

(3) 結論

以上のように、相手方における本件情報漏洩行為、その後の不必要かつ不当な動機・目的に基づく配転命令及び一連のパワーハラスメントは、いずれも申立人に対する重大な人権侵害と認定した。

4. 感想

本件は、申立人が相手方による配転命令の無効を訴え、相手方に対する民事訴訟を提起している最中に申立がなされたものである。

本件は、内部通報に起因して不利益な措置を受けたという事案であることから、人権擁護委員会からの調査委員2名の他に、公益通報者保護特別委員会から特別調査委員2名を指名していただき、4名体制で調査に当たった。

とはいえ、本件は複雑かつ長期の事実関係の調査を要し、大量の証拠資料を検討し結論を出すまでには相当の労力・時間を要した事案である。

IV 専門部会の紹介

(1) 沖縄問題対策部会

人権擁護委員会委員 滝沢 香 (40 期)



1. 沖縄問題部会の歴史

当会人権擁護委員会では、1972年の沖縄復帰前後に沖縄問題部会を設置し、研究活動を行っていたが、その後は休止した状態であった。1995年、沖縄におけるいわゆる少女暴行事件をふまえ、沖縄問題対策部会を再興することとし、米軍基地に関わる人権問題について研究等を行っている。

2. 沖縄調査

沖縄には米軍基地の7割以上が集中し、多様な基地被害が発生しているが、米軍基地問題は十分に全国報道されない。現地に行って直接見聞をすることは重要な意義があることから、1997年以降、沖縄調査を実施している。沖縄県庁、宜野湾市等へのヒアリング、基地騒音訴訟の当事者との懇談、辺野古や高江村等への見学等を行ってきた。沖縄国際大学への米軍ヘリ墜落事故については、2004年11月に同大学を訪問し、まだ焼け痕が残る校舎を前に、事故時の緊迫した状況についてお話をうかがった。

3. シンポジウムの開催

東京において、米軍基地に関わる人権問題を広く市民・法律家に知ってもらうために、2007年2月には「米軍基地と人権―基地再編がもたらすもの」、2013年3月には「オスプレイ配備の法的問題点と運用実態～日本国の主権と市民の安全は守られているのか～」を開催した。

4. 人権救済申立事件の調査・対応

在日米軍人と日本人との子が通う民間教育施設「アメリカンスクール・イン・オキナワ」に通学する児童が義務教育を無償で受ける権利を侵害されるなどの「重大な人権侵害がある」として、国・沖縄県・

児童生徒が居住する市町村長に対し、義務教育資格の認定や教育費の助成など速やかに人権侵害を解消する措置を講じるように勧告した（2000年7月）。

東京都下で発生した公務中の在日米軍人による小学生ひき逃げ事件について、被害者らとの示談交渉にあっていた防衛施設庁（当時）が、国が採用する損害賠償基準と裁判実務において認められ得る損害賠償基準との間に大きな差があることについて説明を怠り、その結果、同人らの自己決定権が侵害されたとして、防衛省に対し要望を発した（2012年6月）。

5. 日米地位協定に関わる取り組み

米軍基地や在日米軍人等による被害への対応については、日米地位協定の規定が大きな障壁となっている。勉強会を開催するなどのほか、起訴前の米兵被疑者の身柄引渡しに関する合意に関わり、「日米地位協定の抜本改定を求める東京弁護士会会長声明」（2004年4月）を提案した。

6. 軍事裁判に関する勉強会と陪審法廷等の見学

在日米軍人等による犯罪は、地位協定の制約から司法手続は米軍の軍事裁判においてなされる場合が多い。そこで、勉強会を開催するとともに、2010年には嘉手納基地内の陪審法廷、2011年にはキャンプハンセン内の刑務所、2012年には米海軍横須賀基地内の陪審法廷を見学し、それぞれ米軍の司法官等から陪審手続で行われる軍事裁判等について説明を受けた。

7. 今後の取り組み

普天間基地問題に象徴されるように、米軍基地問題は、米軍専用施設が集中する沖縄だけの問題ではなく、日本全国で検討しなければならない重要な問題である。今後も様々な観点から活動が続けていきたい。

IV 専門部会の紹介

(2) 報道と人権部会

人権擁護委員会 報道と人権部会部会長 廣田 智子 (53 期)



報道と人権部会では、テレビ、新聞、雑誌などのメディアによる名誉毀損、プライバシー権侵害等の問題を中心に、広く表現の自由に関する問題を扱っている。報道される側の人権にスポットを当てた活動とともに、民主主義を維持するために不可欠な権利である報道の自由、表現の自由をいかに確保するかについての活動を行っている。また、インターネットの発達により市民自らが情報の発信者になることが可能となったが、弊害も生じており、こうした新しい問題にも取り組んでいる。

最近の主なテーマ、活動は次のとおりである。

●報道被害110番 (2007年3月)

当部会では以前より、報道被害について、報道被害対策に関するマニュアル（「報道被害救済マニュアル」）の作成、名誉毀損訴訟損害賠償額高額化についてのシンポジウムの開催、メディア・スクラムが行われている現場に部会員が赴いての調査など幅広い活動を行ってきた。そして、2007年3月、報道被害の実際の救済、被害の現状把握のために、2001年から2度目となる電話と面談による無料相談会を開催した（東京三会合同）。

●映画「靖国 YASUKUNI」上映 (2008年4月)

靖国神社をテーマにした映画について、政治家の発言を契機に、上映を予定していた映画館が相次いで中止を決めた。この際、自由な意見の表明の妨害であり看過できないとして、弁護士会館クレオで上映会を開催し、弁護士会自らが表現の自由を実現させた（日弁連、東京三会共催）。

●インターネット上の匿名言論 (2009年9月)

インターネットが普及し、匿名での誹謗・中傷言

論が氾濫している。匿名言論は権力批判に重要な役割を果たしてきたが、ネット上の匿名言論も従来同様に保障されるべきか、新たな制限・規制が必要か。勉強会を重ね、シンポジウムを開催した。

●原発問題について発言する自由 (2012年4月)

福島原発事故後、原発報道について様々な角度、視点で検討し、いわゆる「原子力安全神話」がつくられた背景に日本の社会構造が関係しているのではないかと、事故後も原発問題について発言する自由が制限されているのではないかと、といった問題意識のもとシンポジウムを開催し、議論を深めた。

●インターネットによる選挙運動 (2013年)

2013年7月の参議院議員選挙より、インターネットを利用した選挙運動が解禁された。ネット選挙運動は、政治参加や投票行動にどう影響するのか、その利点や問題点は何か、調査・研究を開始した。

表現の自由は最大限保障されるべきであるが、その行き過ぎた行使は、回復困難な人権侵害を引き起こし、被害救済、防止の名目で権力の干渉、介入を招き表現の自由の不当な制限につながるおそれがある。当部会の先輩部会員は、「報道被害」という言葉がまだ市民権を持たない時代から報道による人権侵害の問題を扱い、報道被害の救済と防止に取り組み、表現の自由確立のための活動を行ってきた。そのような先輩部会員らと自由に活発な議論ができることも、当部会の特徴である。その実績と精神を受け継ぎ、被害救済、表現の自由の確立のための力強い活動を続けていきたい。

IV 専門部会の紹介

(3) 格差問題部会

人権擁護委員会 格差問題部会部会長 林 治 (60 期)

1. 貧困問題に接することが多い弁護士として
～勉強会の開催～

長引く不況の中、弁護士が生活困窮者の相談に応じる機会も増えている。

例えば、多重債務の相談はもちろん、「会社が倒産し、給与も未払いのままで困っている」「失業したが雇用保険も出ない」「家賃が支払えなかったら追い出されそう」「交通事故で障害を負って働けないが障害年金は出るのか」「DVで逃げてきたが、このあと生活保護を受給して生活できないか」など、今の状態のままでは生活ができないという相談である。

また、刑事事件の場面でも「お金がなく空腹のあまり無銭飲食をした」「寝る場所がないから倉庫に入ってしまった」などの、貧困ゆえに犯してしまった犯罪に遭遇することも多い。

こういった今日の貧困問題に日常の仕事でも触れるため、弁護士としても貧困問題についての知識を持っていることが求められる。また、貧困ゆえに生じる問題は、社会保障が充実していればそもそも生じない問題であるから、現場で実際に生活に困窮している人たちに接触している弁護士は、あるべき社会保障の姿を展望しその実現に向けて働きかけていくことも求められる。そこで、生活困窮者と接するにあたって知っておくべき知識や、真に求められる社会保障像について、弁護士としても認識しておくべきである。

格差問題部会では、このような問題意識から貧困問題についての勉強会を毎年開催している。この勉強会では、真に求められる社会保障政策を学び、相談や弁護活動に役立つ実践的な知識の習得を目的として行っている。これまでのテーマは、2010年は「住

まいと貧困」、2011年は「犯罪と貧困」、2012年は「年金を知ろう」、2013年は「失職時の生活保障」である。毎年、多数の会員に参加してもらっており、今後も継続してしていく予定である。

2. 生活保護相談

最後のセーフティーネットである生活保護は、貧困と格差が広がる現在では十分役割を果たすことが求められている。

しかし、昨年来の生活保護バッシングや生活保護行政の現場での正当な理由なく生活保護の申請を受け付けない「水際作戦」、受給中の人に対しても担当者の無知や誤解に基づいた誤った指導などにより、十分な役割が果たされていないのが現状である。

当会では、そのような問題に弁護士が対応するため、単位会としては唯一恒常的な相談窓口として生活保護にかかわる専門相談を設けている。

池袋と北千住、蒲田の法律相談センターで行われている。相談の需要は多く、2013年4月から7月までの相談件数は、168件である。

相談内容としては、「まず、ハローワークで仕事を見つけてきてからでないと申請を受け付けない」などという水際作戦に遭っている相談や「今月中に家を出ないといけない」などという緊急性の高いものがある。

また、受給中の人からも「施設を出たいが、アパートへの転居を認めてくれない」など誤った指導を受けているという相談も多数寄せられている。

違法な対応がみられる生活保護行政に対して、恒常的に弁護士にアプローチできる場として役割は重要なものとなっている。

IV 専門部会の紹介

(4) 国際人権部会

人権擁護委員会委員 須田 洋平 (59 期)



1. はじめに

人権擁護委員会といえば、日本国内における人権の擁護、救済に精力を注ぐ委員会であるというイメージがあるかもしれない。しかし、当委員会には国際人権部会があり、そこでは国際人権に関する問題についての研究を行い、シンポジウム等を通じて成果を公表している。

2. 近年の国際人権部会の活動

国際人権部会は、近年、東アジア、東南アジア地域の人権問題に焦点を当てて活動をしてきた。その中でも最も力を入れてきたのが脱北者からの聞き取りである。脱北者とは、北朝鮮国内の人権侵害を恐れて、同国を脱出した人々のことである。脱北者の大部分は韓国に定住しているが、かつて日本に住んでいた朝鮮半島出身者及びその子孫を中心に、約 200 人の脱北者が日本に定住している。脱北者からの聞き取りにより、北朝鮮国内における人権侵害状況や日本に定住するに際して直面する課題（言葉や習慣の違い、教育、仕事、社会保障等）が明らかになった。2010 年度には、聞き取りの成果を踏まえ、北朝鮮の人権問題に取り組む韓国の法律家を招聘してシンポジウムを開催した。2013 年度には、数年前に聞き取りを行った脱北者に対する聞き取りを再度行い、日本定住に関するより長期的な課題を把握し、定住促進に向けた改善策の研究を行っている。

さらに、当部会では、海外では頻繁に報道されるものの日本国内ではあまり取り上げられないことのないチベットにおける人権問題について、専門家を招聘して勉強会を開催した。この勉強会において、2008

年にチベットで行われた独立を求めるデモへの中国政府の対応における人権侵害の具体的な態様を把握することができた。また、中国との関係では、同国の人権弁護士の自由な弁護活動に対する制約の実態についての研究も実施した。中国の人権弁護士を招聘して彼らの活動について直接見聞する機会を設けることができたと考えており、この点は当部会の今後の検討課題である。

また、2013 年度は、ベトナムへの原発輸出に関するシンポジウムを開催した。2011 年の東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の事故を受け、日本国内では原子力発電への依存に対する疑問の声が上がっている。しかし、政府は、福島第一原子力発電所の事故にもかかわらず、原発輸出を推進する姿勢を崩しておらず、ベトナムへの原発輸出を進めようとしている。他方、受け入れ側のベトナムにおいて、影響を受ける住民の意思が反映されていないのではないか、原発に関する意見表明に対する制限が課されているのではないかといったことが指摘されている。そこで、シンポジウムでは、輸出側、受け入れ側の問題点についての議論を深めた。

3. これからの活動

これまで、前項で述べたとおり、日本から近い東アジア、東南アジア地域の人権問題を中心に取り組んできた。今後は、日本国内における外国人の人権状況との接点を意識しつつ、さらに活動地域の幅を広げていきたいと考えている。その一環として、2013 年 11 月下旬には、サブサハラアフリカ地域の人権状況についての見聞を深める勉強会を開催する予定である。

IV 専門部会の紹介

(5) 再審部会

人権擁護委員会委員 鈴木 貴子 (62期)

1. 再審部会とは

再審部会は、2010年4月に発足した、当委員会の中では最も新しい専門部会である。発足から現在まで3年半あまりの間、約20件の再審支援を求める申立について、再審支援可能な事件かどうかの審査を行っている。

2. 再審部会発足の経緯

人権擁護委員会事件処理細則第10条1項4号は、事件処理の一つである「司法的措置」として、「…再審…の手続をとり又はこれらの手続に協力する」ことを想定しており、再審事件の処理は、当委員会が担わなければならない当然の任務とされてきた。しかし、2010年までは、再審支援申立事件を専門に扱う部会は当委員会に存在しておらず、事実上、日弁連に任せ切りの状態が長く続いてきた。

一方、布川事件、足利事件、東電OL事件などをきっかけとして再審事件に対する社会的な関心が高まり、また再審支援への期待も大きくなる中、在京であり、かつ、全国最大規模の当会の人権擁護委員会が、市民の期待に十分に應えていけるようにとの目的で設置されたのが当部会である。

3. 再審部会の体制

日弁連で専門に再審支援申立事件を扱う1部会会員のベテラン弁護士、豊富な刑事事件処理経験を持つ弁護士、および、刑事事件に興味を持つ若手弁護士が、事件処理にあたっている。

部会は風通しの良い雰囲気の中で行われ、事件の性質上、時にシビアな判断をしなければならない局面においても、若手・ベテランの垣根を感じることなく、自由に意見を述べ合い、活発な議論を闘わせながら部会が進行する。

4. 事件処理の内容

当委員会宛てに再審支援申立がなされると、その申立内容を把握することから我々の仕事が始まる。次に、確定審が認定した事実を確認するため判決書を入手し、確定記録等の収集をする。申立人自身が判決書や確定記録を持っている場合もあるが、多くの場合は、申立人の事件を担当した刑事弁護人から取り寄せることになる。それも叶わない場合には、確定審記録が保管されている東京地検や東京高検に出向き、閲覧・謄写をする。

その後、申立の趣旨、確定判決が認定した事実、裁判の経過、申立人の主張、新証拠の有無等につき、仔細に検討する作業に入る。いざ実際に判決文を精査し、証拠構造の分析を行い、再審請求が可能かどうかという視点で検討してみると、有罪認定がされてもやむを得ないとの判断に至る申立がほとんどである。また、この人は罪を犯していない可能性もあるのではないかという心証を抱いたとしても、再審請求で求められる新規性や明白性を満たす新証拠があるのかという観点から、再審支援をするのを躊躇せざるを得ない申立もある。

5. おわりに

再審部会は、「自分はやっていない。裁判が間違っているから無実を晴らしたい。助けてほしい」という内容の手紙の引受先である。刑務所で服役中の者から届く悲痛な叫びを取り扱う部会である。

審査の作業の中で感じるのは、現状の刑事裁判のあり方に対する疑問と、申立人らが抱く、刑事裁判へのすがるような期待の強さである。これまでのところ再審支援決定を出すに至った申立事件はないのが実状であるが、弁護士会に課せられた社会的意義を果たせるよう今後も地道な活動を続けていく。

IV 専門部会の紹介

(6) ハンセン病問題協議会

人権擁護委員会委員 川上 詩朗 (48 期)



1. ハンセン病問題とは何か

ハンセン病は、らい菌という細菌による感染症である。1943年には特効薬プロミンの治療効果が確認され、治る病気となった。しかし、日本では、「癩予防ニ関スル件」(1907年)の制定後、1996年に「らい予防法」が廃止されるまでの90年間にわたり、国による強制隔離政策が行われてきた。その間、療養所内での強制的な中絶手術や1992年まで行われていた断種、患者を摘発する「無らい県運動」による差別・偏見の助長など、元患者の方々に対する人権侵害が継続的に行われてきた。

2. ハンセン病問題協議会の設置に至る経緯

「らい予防法」の廃止により強制隔離政策は終了したが、被害者の被害回復は放置された状態であった。そこで、元患者の方々は人間の尊厳の回復を求めて国を相手に国賠訴訟を提起した。2001年5月11日、熊本地方裁判所は原告全面勝訴判決を出し、国も控訴を断念した。日弁連は、2001年に人権大会の特別宣言などで、弁護士会が長年にわたりハンセン病問題への対応を怠ってきた責任を痛切に反省し、今後は、各弁護士会に要請して差別・偏見を除去するための活動等を行う決意を表明した。

これを受けて、当会は、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会と共同して、東京都に元患者らの社会復帰などの諸施策を講ずるよう申し入れを行い、翌年には「差別のない社会をめざして」と題するシンポジウムを開催し専門家の責任を検証した。これらの活動を機に、ハンセン病問題への継続的な取り組みを行うために、ハンセン病問題協議会が設置されるに至った。

3. ハンセン病問題協議会の取り組み

協議会は、療養所内の元患者の方々への法的支援を改善するために、「財産管理Q&A」と題する冊子を作成し、無料の法律相談体制を整えた。また、ハンセン病回復者の社会復帰等の支援活動を行っている「ハート相談センター」、多磨全生園の将来構想である「人権の森構想」などを検討している多磨全生園の入所者自治会、東京都や多磨全生園がある東村山市などとの協議を重ねている。また、ハンセン病問題を通して差別問題を考えてもらうために、中学生及び高校生を対象に「出張授業」を行っている。元患者と弁護士が学校を訪問し、元患者の方が自らの体験を語り、弁護士が説明するという形で行われている。なお、東京三会では、司法修習生の選択型実務修習プログラムの一環として、ここ数年、多磨全生園を訪問している。

4. おわりに

ハンセン病問題は、国の強制隔離政策による重大な人権問題であり、国はその第一次的責任を負っている。しかし、弁護士会自身も長年にわたりこの問題への取り組みを怠ってきた責任がある。いまだに元患者の方々への差別・偏見が根強く残っているなかで、それを除去するためには継続的な取り組みが必要不可欠であり、それは弁護士会の責務でもある。二度と同じ過ちを繰り返してはならないとの誓いとともに、教訓を次の世代に伝え、未来に向けて真に人権が保障される社会を築くために、協議会の活動は今後も重要性を増している。

IV 専門部会の紹介

(7) 新司法修習プログラム検討プロジェクトチーム

人権擁護委員会委員 伊礼 竜之助 (55 期)



1. はじめに

新司法修習プログラム検討プロジェクトチームは、新司法修習における選択型実務修習のプログラム内容（人権擁護委員会として提供するもの）を検討し修習生に提供すること等を目的に発足したプロジェクトチームである。

人権擁護委員会の提供する選択型プログラムについては2009年（新62期）より、当会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会の三会が共同して提供する運用で現在に至っており、プログラム実施の約1年前より各会2名程度の担当者が集まりプログラム内容の検討を重ねた上で提供されている。

毎年様々なプログラムが提供されているが、いずれのプログラムも、現実に存在する（又は存在した）人権侵害の現場に赴く等して被害者等の当事者から生の声を聞き、加えて、人権侵害の救済に関与する（又は関与した）弁護士から講義を受けるという内容となっている。

過去に実施されたプログラムの修習生の参加人数（三会合計）及び内容は、以下のとおりである（なお、例年、3日間連続でのプログラムであるため、以下の①～③は各日の実施内容及び順番を意味する）。

2. 2009年(新62期)・28名参加

- ①国立ハンセン病資料館多磨全生園見学（退所者のお話や、弁護団の講義も含む。以下、ハンセン病プログラムは同様）
- ②米軍横須賀基地見学（但し、当日は台風のため基地見学は実施できず弁護士会館での人権擁護委員からの講義に変更となった）
- ③東京入国管理局見学、外国人問題に関する弁護士の講義及び夜間中学問題に関するミニシンポ

3. 2010年(新63期)・40名参加

- ①国立ハンセン病資料館多磨全生園見学

- ②東京入国管理局見学、及びALS（筋萎縮性側索硬化症）患者選挙権侵害国賠訴訟弁護団の講義
- ③表現の自由を巡る問題（報道被害を受けた殺人被害者遺族のお話、映画「靖国」の製作関係者や弁護士によるパネルディスカッション）

4. 2011年(新64期)・33名参加

- ①国立ハンセン病資料館多磨全生園見学
- ②米軍横須賀基地見学、米兵強盗殺人事件被害者の遺族及び代理人弁護士のお話
- ③東京入国管理局見学、外国人法律問題実務に関する弁護士の講義、及び難民の人権に関するパネルディスカッション

5. 2012年(新65期)・29名参加

- ①国立ハンセン病資料館多磨全生園見学
- ②BPO（放送倫理・番組向上機構）見学、及び放送人権委員会所属弁護士による講義
- ③東京入国管理局見学、外国人法律問題実務に関する弁護士の講義、及び難民の人権に関するパネルディスカッション

6. おわりに

プログラム終了後の修習生のアンケートを見ると、被害者の「生の声」に触れることで人権侵害の事実を肌で感じ、更に、人権侵害の救済に関与する弁護士の講義を併せ聞くことにより人権侵害と弁護士の関与についての理解が深まっている様子が分かり、有意義なプログラムを提供できているのではないかと考えている。加えて、プログラムを提供する側の我々にとっても、基本的人権の擁護及び社会正義の実現という弁護士の使命（いわば「初心」）を再認識するための貴重な機会であるのも事実である。

フルート奏者

高木 綾子_{さん}

高木綾子さんは、精力的にコンサートをごなし、数々のCDをリリースしている人気フルート奏者ですが、同時に、3人のお子さんを育てる母親でもいらっしゃいます。今回は、第3子の誕生から1カ月半という時期に、すやすやと眠る天使の隣で、インタビューをさせていただきました。

(聞き手・構成：伊藤 敬史)



—— どのようなきっかけでフルートを始めたのですか。

母が音大卒でピアノを弾くので、私も2歳くらいからピアノを弾いていました。ただ、手が小さくて、小学3年生の時にオクターブに届くのがぎりぎりだったので、ピアノに見切りをつけました。

1つ下の妹は3歳の時からバイオリンをやっていました。同じ楽器を姉妹でやると対立してしまうので、私は、ピアノでもなく、バイオリンでもなくということで、家にあったフルートを始めました。

—— ご自宅にフルートがあったのですね。

そうです。そのフルートは、母が父とデュエットができたらいいなと思って、昔プレゼントしたものでした。でも、父は結局フルートを吹かずに家の本棚の上の方に置きっぱなしにされていて、「あれはお父さんの大事なものだから、絶対触ってはだめ」と言われていました。それを使っていいと言われて、その瞬間はうれしかった記憶があります。

—— 音楽一家だったのですね。家庭内でアンサンブルをしたりしたのですか。

小さい頃は、母のピアノの生徒さんの発表会や、結婚式などで、よく一緒に演奏していました。

—— 2歳の頃からピアノをやっていて、嫌になってしまう時期はなかったですか。

人前で弾くのは嫌ではないんです。だけど練習するのは嫌（笑）。というのは今でも一緒かもしれないですね。

母がリビングで生徒にピアノを教えていて、その時間に、私は、「練習してなさいよ」と言われて、和室のアップライトのピアノで練習するのですけど、いかに手を抜くかということしか考えませんでした。ピアノを弾いているのに、譜面台に漫画が置いてあったり（笑）。あとは、30分くらい弾いてカセットテープに録音したのを流して、裏口から逃げて遊びに行ってしまうとか（笑）。

—— 初めてフルートを吹いたときの印象はいかがでしたか。

ピアノと比べると、ト音記号しかないし、ピアノの楽譜なら縦に5、6個音符が並んでいるところが、フルートは単音で横に音符が並んでいるだけなので、何て簡単な楽器なんだろうと思いました。

—— フルートの魅力は、どういうところにあると思いますか。

実は、フルートは嫌いなんですよ（笑）。

—— えっ、そうなんですか。

フルートって、柔らかいとか、優しいとか、きらびやかとか、きれいなお姉さんが吹いているみたいなイメージがあり過ぎて、あまり人間っぽくない感じにとらえられやすいですね。実際は、声楽と同じような感じだと私は思っていて、もっと生々しさがあるにもかかわらず、そういうイメージでしか取られないから、あまり好きではありません。

ですけど、高校1年生の時に今使っている楽器と出会って、その楽器を使うことによって、フルートらしくない音が出て、自分のやりたい表現ができるようになって、フルートが好きになったというところはありますね。

—— 「フルートらしくない音」というのは、どんな音ですか。

高音できれいな、鳥の鳴き声のようなものではなくて、低音がガシッとした音です。私はコンクールや演奏会で評価されるとき、「低音で男らしい音をしている」と言われます（笑）。そういう音が出せるところが、今使っているフルートの魅力です。

—— どういう楽器を選ぶかによって、演奏家としても変わってくるのですね。

結構変わります。私は、うまくいった方だと思います

ですけど、コンクールに出ると、今の楽器のデメリットもあるので、そのデメリットの部分をどれくらい減らしていくかというのも考えましたね。

—— 音楽家になろうと思ったのはいつ頃ですか。

小さい頃から音楽をやっていて、母もピアノを弾き、妹もバイオリンをやっていたので、きっと私を音楽家にしたいんだ、という思い込みは小さい頃からありました。

その後、父の転勤でベルギーに住んでいて、その赴任期間中に高校受験が迫りました。それで、現地のインターナショナルスクールに入るか、ベルギーやパリのコンセルバトワール（音楽院）に入るか、日本に帰って芸高（東京芸術大学音楽学部附属音楽高等学校）に行くか、どれにすると言われました。私は、音楽の基礎的な楽典とかをあまり勉強してなかったもので、日本語でそれを勉強してから留学しても遅くないと思い、芸高を受けて、受かりました。そこから将来のことを考え始めたのかなと思いますね。

—— ヨーロッパで音楽の勉強をするのと日本でやるのと、何か違いがあるものですか。

一番大切なのは語学だと思うんですよ。フランスの作曲家はフランス語をしゃべるような音楽を作るし、ドイツの作曲家はドイツ語をしゃべるような作曲をします。今私たちが演奏している曲はヨーロッパの曲が多いので、それを知るためには語学が大切だなと、今にして思います。

それと生活習慣などは、その地域に住んで感じるところはあります。

ただ、最近は、留学をしないでも、そういうことを感じ取ることができるようになってきていると思います。私は、自分の先生が長年ドイツで演奏されていた方でしたし、ミュンヘンの音楽大学の教授をされていた方が私の在学中に芸大（東京芸術大学）で教えてくださっていたので、よかったと思います。

——数々のコンクールでの受賞歴がありますけれども、コンクールというのはどういう位置づけなのですか。

音楽業界では、タイトルがないと上に上がりにくいというところがないにしもあらずです。もちろん、コンクールで賞を取っていなくても上り詰めていく人はいますが、やはりコンクールで1位になるのが手っ取り早いですね。

ただ、私は、CDデビューが決まったのが、学生音楽コンクール以外のコンクールで1位をとる前でした。

——どのような経緯でCDデビューしたのですか。

あるピアニストが豊田市のホールで録音をしていた時に、ディレクターさんが、そのホールで私の演奏会のチラシを見て、「フルートの子を探しているんだけど、この子どう？」とホールの人に聞いたら、ホールの人が薦めてくれたんですって。それで、CDを出さないかという話が来ました。

私は、当時まだ大学3年生で、見掛けでデビューする道には走りたいと思いつつも、やっぱりチャンスは逃したくないというのもあって、先生に相談しました。その時、そういう話を1回断ると、それが業界に全部流れてしまうので、学生生活に支障がない程度にやりなさいと言っていました。

CDを発売したのは大学院1年生の時だったのですけど、コンクールで一度も優勝したことがないのにCDを出すと、「なんでデビューできたの」と後ろから突かれるんですよ。

それで、普通はデビューをしたらコンクールなんて受けなくてもいいのですが、その陰口が嫌だったので、その後にダダダッとコンクールに出て1位をとりました。

——そういう同業者同士のライバル関係はあるものなのですか。

フルートのソリストは、バイオリンやピアノと違って、あまり需要がないから、供給する側も数名に限られてきます。その位置を取られると、棒が減りますから、叩かれましたね。

デビューの仕方も、クラシックの小品集の他にユーミン（松任谷由実）の曲を入れたので、「芸大生なのにポップスに走ったよ」と言われたりしました。

でも、好きでもない曲を吹くのは嫌ですが、ユーミンやカーペンターズは自分も好きで聴いていたので、構わないと思いました。そもそもクラシックをやっているからポップスを聴かないという世代ではありませんからね。

——録音する曲は、ご自身で選ぶのですか。

ディレクターさんと相談しながら決めます。当時、宇多田ヒカルさんなどのR&Bがはやっていたのですが、R&Bだと、リズム系の曲なので、フルートでメロディだけにすると面白くないのですよね。それでメロディックで、フルートで吹いても違和感がない曲にしました。

——クラシックを吹くときと、ポップス系の曲を吹くときでは、何か違ったりしますか。

抜き方というのかな。何か発音が違うんですね。オペラを歌うのとポップスを歌うのが違うような感じだと思います。

——高木さんは、海外でもたくさんコンサートをされていますが、日本と海外で聴衆の違いは感じますか。

聴きに來る人たちの姿勢が、若干違うと思いますね。

ヨーロッパだと、社交の場に行くみたいな感じがあります。正装していくのが当たり前みたいな。日本で歌舞伎をいい席で見の方がお着物をちゃんと着てという感じに似ているかもしれません。ヨーロッパのコンサートでも学生席があって、そこは歌舞伎

実は、フルートは嫌いなんです（笑）。もっと生々しさがあるにもかかわらず、きれいなお姉さんが吹いているみたいなイメージがあり過ぎて。でも、高校1年生の時に今使っている楽器と出会い、フルートらしくない音が出て、自分のやりたい表現ができるようになってから、好きになったところがありますね。

高木 綾子



の立ち見席みたいな感じが。

日本のクラシックの演奏会だと、社交として来る人はあまりなくて、その演奏者が好きで来るという割合が多いのではないかと思います。日本の方が、ちょっとミーハーな部分が見えなくはないかな。

——なるほど。

ヨーロッパの演奏会では、飴をガサガサと出して食べている人はいないですね（笑）。

——そういうのは、ステージからでも気になるものですか。

気になる場所でやっていると気になりますね。

——客席って、どのぐらい見えているものですか。

ホールにもよりますね。ステージに強くライティングされていると、客席が全然見えないときもあります。まあ、演奏家はあまりライティングが強いのを嫌うので、意外と見えています。客席で夫を探せます（笑）。

——ご主人はトロンボーン奏者ですが、一番身近なパートナーがお仕事に理解があるというのはいいですね。

演奏活動に関しては、本当に受け入れてくれるというか、サポートをしてくれます。練習時間がなかなか確保できないんですけど、切羽詰まると、「ごめん、1時間だけ練習させて」とか言って、子どもたちの面倒をみてもらいます。

時々、向こうからたしなめられることもあります。「練習をしなくて大丈夫？」、「すみません、します」みたいな（笑）。

——その世界をわかっているだけに（笑）。

わかっているだけに、きつい一言が来ることも多々あります。今日は結構いい出来だったと思っても、「あそこを間違えるのはどうかな」と言われたり。

逆に、こっちが、いまいちだったかなと思っても、「すごいよかったよ」と言われて、「あ、そう？ そう聴こえたんだったらいいや」みたいに気持ちが軽くなることもあります。

——それはいいですね。3人のお子さんがいらっしゃいますが、お子さんができて、音楽の表現が変わりましたか。

譜面上に「ここは愛らしく」と書いてあると、子どもを抱っこしているイメージを持ったり、愛情表現で、イメージを膨らませる部分で子どものことを考えることは増えたと思います。

——お子さんを妊娠されている時でも演奏をなさっていましたね。よく音楽は胎教にいいと聞きますが…。

それ、絶対に音楽家にとってはよくないと思います。

——そうですね。

音楽を聴く分にはいいと思うんですよ。

でも、こっちは演奏する身でしょう。自分が好きな曲を好きな時間に好きなだけ吹くなら胎教にいいと思うのですが、そうではないじゃないですか。自分が全然練習をできていなかったとすると、いろいろするでしょう。練習ができて、その練習がはかどらなかったり、苦手な曲だったりすると、またいろいろするでしょう。舞台に立つときはストレスやプレッシャーがあるでしょう。しかも学生を教える身にもなっていると、生徒を叱りながら教えるわけでしょう。そういうことを考えると、絶対に胎教によくないと思うな（笑）。

——そうですね（笑）。妊娠何カ月ぐらいまでステージに立っていらっしゃったのですか。

2人目のときは産まれる2週間前まで。

——えーっ。

結果、予定より早い9月20日に産まれたのですが、9月4日まで広島でコンサートをやっていました。飛行機に乗る時、出産予定日をぼやかしていましたね。28日前から医師の承諾書か何かがいるのですが、ぎりぎりだったので、「10月上旬だと思います」とか言って（笑）。

——出産後も、すぐにコンサートに出られていますよね。

ありがたいことに、私は出産後にトラブルがないので。コンサートは1カ月経ってから復帰しましたが、審査員の仕事は産後10日ぐらいからやっていました。

——育児と仕事の両立は大変ではないですか。

夫様々と、保育園様々と、妹様々と、ベビーシッター様々のおかげです。周りの協力なしでは無理です。

——大学でも教えていらっしゃいますが、教えることで得たことはありますか。

自分が教える立場になって、自分の演奏を客観的に解釈するようになったのはよかったです。自分が感覚でやっていることを全部言葉で説明しなければ生徒にわからないから、私はどういうふうに吹いているんだろうと考え始めて客観視することができました。

——今後の夢はありますか。

機会があったら留学したいですね。夫がロンドンに留学をしていたから、ロンドンに行きたいと言うかもしれないけど、ロンドンは物価が高いから却下（笑）。それだったらイタリアかな。イタリアはオペラになってしまうから、あまりフルートを学ぶ環境にはならないかもしれませんが。子どもを連れていったら楽しいだろうなと。

プロフィール たかぎ・あやこ

東京藝術大学大学院修了。第70回日本音楽コンクールフルート部門第1位、ジャン＝ピエール・ランパル国際フルートコンクール第3位、神戸国際フルートコンクール第3位など多数の受賞歴を誇る。2004年秋にはパリ室内管弦楽団との共演でパリ・デビュー。2000年にCDデビューを果たし、これまでに12枚をリリース。すべてが高い評価とセールス実績を残す。また、テレビ・ラジオ・CM出演など従来のクラシック演奏家の枠にとらわれない活動で各方面から注目を集めている。現在、東京藝術大学准教授、洗足学園音楽大学客員教授を務めるなど後進の指導も行っている。

「憲法・人権担当取締役」？

副会長 山内 一浩 (44 期)

主な担当業務

広報, 人権擁護, 法教育, 男女共同参画, 両性の平等, 憲法問題, 労働法制, 消費者問題, 外国人の権利, 税務特別, 厚生, 関弁連, 記者懇談会, 夏期合研, 調査室



今年度役員選挙の後の新理事予定者の打合せの際に、菊地会長が「会社で言えば理事者は取締役。会のマネジメントにしっかり取り組んでいこう」と述べられたことを、今でもよく覚えています。

その後各副会長の担当が決まりましたが、「取締役」をキーワードに、私の独断と偏見で比喩的（各副会長が、下記に挙げていない重要な業務もたくさん担当されており、また担当業務について違う側面、見方も当然あるという意味）にいうと、太田副会長は「専務取締役」。ここにはとても書けない様々な問題も処理されており、「日弁連担当取締役」でもあります。日向副会長はいうまでもなく「財務担当取締役」。公設事務所、会費減免、会館運営、図書館、大震災対策なども担当されています。木田副会長は刑事弁護・子どもと民事訴訟の両方を担当するいわば「訴訟実務担当取締役」。「多摩担当取締役」でもあります。相川副会長は法律相談や研修等を担当する「会員支援担当取締役」ないし「業務改革担当取締役」。活動領域拡大に邁進されています。石本副会長は市民窓口、非弁取締などを担当する「不祥事担当取締役」。いくつもの不祥事の芽を摘み、「修習担当取締役」でもあります。こうして改めて見てみると、各副会長の個性や持ち味、そして得意分野などに応じて、実にうまい役割分担が予定調和のように出来ていると思います。

そして私。厚生担当はいても、普通の民間会社に「憲法・人権担当取締役」なんていないでしょう。

でも、そうなのです。憲法センターをはじめ、人権擁護、消費者問題、労働法制、外国人、両性の平等、男女共同参画。そして税務も「納税者の権利」を念頭に活動しておられます。また、公正で民主主義的な社会を担う市民を育てることを目的とする法教育も、人権的側面で捉えることができると思います。

現政権に様々な動きがあり、今年度これら委員会は大忙しです。例えば、これら委員会等が担当する課題について私が発出に携わった会長声明や意見書、パブリックコメントは、現時点（11月上旬）までも12本あります。憲法と基本的人権擁護の見地から、会としてきちんとした意見表明を行い、必要な活動を適切に行っていくお手伝いすることに、とてもやりがいを感じています。12月に通常国会が召集されれば、ますます忙しくなりそうです。

もう1つは、「広報担当取締役」です。ウェブサイト更新やLIBRA発行、各種文書・動画等の発信、プレスセミナー開催等の狭義の広報活動自体、とても幅広いものですが、その他に市民交流会の実施、ロゴグッズの製作等もあります。多くの時間を取られています、会のイメージアップや会員の活動領域の拡大、活性化等に貢献すべく、こちらも大きなやりがいを感じています。

未だに不十分な点多々あると思いますので、忌憚のないご意見をお寄せ下さい。任期終了まで精一杯頑張ります。今後とも宜しく願い致します。

研修報告「最近の消費者トラブルの傾向と相談・事件処理のポイント」 ～国民生活センター理事長を迎えて～

消費者問題特別委員会副委員長 大菅 俊志 (60 期)

1 講師

2013年7月24日、東京三弁護士会の共催により、独立行政法人国民生活センターの理事長で、京都弁護士会会員でもある野々山宏氏を講師に迎え（なお、野々山氏は2013年7月31日付で理事長職を退任された）、国民生活センターの業務や機能、弁護士と消費生活相談員との事件処理における考え方や手法の相違、事件処理における国民生活センターのツールの活用方法等についてご講演頂いた。

2 国民生活センターの業務・機能

国民生活センターでは、消費者からの相談や相談情報の収集・分析、広報活動、消費者紛争のADR等の業務を通じて、全国の消費生活センター等に対する支援、国民・消費者に対する注意喚起、制度や商品等に関する改善要望という消費者被害の予防と救済のための機能を担っている旨の説明があった。

3 近時の消費者相談の特徴

近時の消費者相談の傾向が紹介された。直近の2年では、アダルト情報サイトに関する相談の数が最も多くなっているとのことである。また、高齢者からの相談、特に、投資詐欺やその二次被害に関する相談が目立っており、被害金額も増加傾向にあり、他方で、貸金業法・出資法の改正の影響等により、サラ金・フリーローンの相談は大きく減少しているようである。

4 消費者事件処理における弁護士と消費生活相談員との基本的姿勢・考え方の違い

消費者事件の処理における弁護士と消費生活相談員との基本的姿勢・考え方等の違いについての説明があった。弁護士は交渉による解決が奏功しなければ訴訟という手段に訴え出ることができるのに対し、消費生活相談員はあくまで話し合いによる解決を目指す必要があるというところで、基本的な方針において大きな相違があり、これが内容証明の書き方をはじめ交渉の手法の相違につながっているようである。また、弁護士は、民事効のある民法や消費者契約法を拠り所にすることが多いが、消費生活相談員は、特商法などの行政法規（業法）を拠り所にするものも多いとのことである。

5 PIO-NET 情報の活用と23条照会について

PIO-NET（パイオネット。国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、各消費生活センターに寄せられる相談情報の収集・登録を行うシステム）における登録情報が多くの裁判例で事実認定に影響しているなど、裁判での立証活動において有用であるとの説明があり、また、23条照会によって登録情報の照会を行うにあたっての留意点について説明があった。

6 おわりに

国民生活センターは、消費者事件に携わる弁護士にとってはなじみ深い存在であるが、その業務の内容や相談処理の手法については、一部の弁護士を除いて触れる機会はある。

まりなく、今回の研修は貴重な機会となった。弁護士と消費生活相談員との事件処理の違いについては、どちらがより優れているか比較するような話ではないであろうが、弁護士としても、消費生活相談員の交渉術には、大いに参考に

すべきところがあると思う。

講演の内容も盛りだくさんであり、多くの出席者にとって非常に有意義な場となったことであろう。

弁護士会三田外国人法律相談センター開設 記念パーティーを開催

外国人の権利に関する委員会委員長 北村 聡子 (52 期)



2013年10月1日、弁護士会三田外国人法律相談センター開設記念パーティーが開催された。当日はアメリカ合衆国大使館領事をはじめ、総勢72名（来賓22名、東京三会関係者50名）もの方々が列席され、会場は熱気に包まれ、大盛況であった。

この法律相談センターは、東京三会の共催で、東京パブリック法律事務所三田支所の場所を間借りして、月・水・金の夜間（17時30分～19時30分）に外国人向けの法律相談を行うというものである。東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターと連携することで多言語による対応が可能となっている。

場所を間借りする東京パブリック法律事務所三田支所は、東パブの外国人専門部門として2012年10月に開設

されて以来、東京入国管理局（品川）との地理的近接性という地の利も相まって、外国人コミュニティから高い信頼を獲得し、日々多くの相談を受け付けている。そのような場所に東京三会が夜間の相談窓口を設けたことで、日中、仕事で時間が取れない外国人にとっては強い味方になり得るものと確信している。

本相談センターの開設は2012年9月に第一東京弁護士会の発案により検討が開始され、その後、約1年以上の歳月を経て開設にこぎ着けた。ここに至るまで多大なご尽力をいただいた執行部その他関係者の皆様に心より感謝申し上げます。一人でも多くの外国人相談者にご満足いただけるよう、相談担当者の質の維持と向上に向け、今後も、研修会の充実、事例検討会によるフォローアップ体制の強化に努めていく所存である。また、会員の皆様には、周囲に法律問題を抱える外国人がおられたら、本法律相談センターを積極的にご紹介いただくようお願いしたい。

弁護士会三田外国人法律相談センター

東京都港区芝 4-3-11 本芝ビル 2 階
TEL.03-6435-3040
<http://www.mita-lccf.info/jp/>

News & Topics

大規模災害発生時の安否確認テストを実施

東日本大震災対策本部嘱託 貞弘 貴史 (56 期)

防災の日の9月1日と翌2日の2日間、当会にて大規模災害発生時の安否確認テストが行われました。

これは、同期間中に、当会が新たに開設した災害時用HP (www.toben.jp) 内の安否確認フォームに必要事項を記入して送信していただくか、あるいは安否確認用メールアドレス (tobenanpi@toben.jp) に対象者の日弁連登録番号と「○」（「無事」という意味です）を書き込んでメール送信していただくというものです。東日本大震災後、当会の東日本大震災対策本部内において、準備と告知方法を含めて何度も意見交換し、ようやく上記の方法で実現できました。安否確認テストにご協力いただいた会員には、まずはこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

安否確認テストを実施するなか、会員の安否確認をしてどういう意味があるのかという疑問の声も聞かれましたが、弁護士会が所属会員の安否を把握することには実は重要な意義があります。

東日本大震災発生の際、被災地弁護士会には会員の所在及び安否につき、問い合わせが殺到しました。近い将来に発生が予想されている首都直下型地震など大災害発生時には、裁判所（期日の出頭確認や調整など）や法テラス（国選弁護人選任など）をはじめとして、依頼者や相手方及びその代理人等からの問い合わせが多数なされることが予想されます。災害発生直後は、会員の安否確認についての問い合わせは弁護士事務所宛になされと思いますが、所属事務所と連絡が取れなかった場合には当該弁護士の所属弁護士会に問い合わせが殺到することが予想されます。さらに、弁護士会が震災相談などの被災者支援活動を迅速かつ

効率的に行うためにも、会員の安否を早期に確認、把握しておくことは極めて重要です。このように、弁護士会が会員の安否を把握することは、災害発生時の混乱からいち早く抜け出し、ひいては被災者の人権救済にも役立つものであることをご理解いただきたいと思います。

さて、肝心の安否確認テストの結果ですが、延べ2日間において965人から、安否確認のご報告をいただきました。うち120名程度は当会職員からの報告を含んでいますので、会員に限りすると当会会員全体の約12%になります。この数字自体、第一回目のテストということを考えればまずまずの結果と言えますが、未だ6000人以上の会員からご回答をいただけていないということでもあり、実際の大規模災害発生の際はこの結果で十分と言えるものではありません。

安否確認テストも避難訓練の一部であり、日頃からこれを継続的に行うことが必要です。そこで、当会としては、**東日本大震災発生から3年目となる来年3月11日に再び安否確認テストを1週間実施する予定です。**会員の皆様には引き続き是非ともご協力をお願いします。

東京弁護士会への 安否確認

- ① 安否確認フォームの送信
下記QRコードもしくは
アドレスから安否確認フ
ォーム画面（右記見本）へ
<http://www.toben.jp/>
右記フォームが出ますので、入力し
て送信ボタンを押してください。
- ② ①以外の連絡について
下記メールアドレスに安否連絡
送付先アドレス
tobenanpi@toben.jp
登録番号に続けて○を送信
例 件名：555555○
555555の登録番号の会員が無事という意味

安否確認フォーム

登録番号
氏名（カタカナ）

安否情報* ✓チェックしてください。
☐無事 ☐不明
☐負傷 ☐死亡
送信者
☐本人 ☐家族
☐事務所関係者 ☐知人
送信者が本人以外の場合の連絡先

送信ボタン



今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第31回 いま、なぜ「国防軍」か

憲法問題対策センター副委員長 藤川 元 (35 期)

1 2013 (平成 25) 年 10 月 3 日、4 日にかけて行なわれた日弁連人権擁護大会では、「いま、なぜ『国防軍』か」というテーマでシンポジウムが行なわれた。この大会に向けて、東京弁護士会においては、憲法問題対策センターが、水島朝穂・早稲田大学法学部教授を講師としてお招きして、9 月 18 日、プレシンポジウムを開催した。

2 悲愴きわまる第 2 次世界大戦を経験した日本国民は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義という基本原理に基く日本国憲法を制定した。この時、国民の多くは、二度と戦争をすまい、と誓ったはずである。ところが、1947 (昭和 22) 年 5 月 3 日に施行されて以来、日本国憲法は、与党の国会議員などにより、これらの基本原理をより発展させる方向へではなく、旧憲法に戻るかのごとき方向への改正の動きにさらされてきた。特に憲法 9 条については、その文言は不変であるものの、政府の意思により、自衛隊の創設、日米安保条約による米軍の駐留、有事法制、日米新ガイドラインに沿った自衛隊の海外派遣などが行なわれ、大きく空洞化された。そうした経緯をへた上で、2012 (平成 24) 年 4 月に自民党が日本国憲法改正草案を発表した。この改正草案は 9 条の 2 として「国防軍」という軍隊を持つことを明記している。

「国防軍」とは何か。自衛隊とどこが異なるのか。なぜ憲法改正が必要になるのか。

3 水島教授のお話の概要は次のとおりである。自衛隊は、実質的には、憲法 9 条 2 項にいう「戦力」である。しかし、自衛隊は軍隊ではない。例えば、

武器の使用についてみると、イラク特措法でも、武力行使はできず、厳しい規制の下に武器の使用ができるにすぎない。これが軍隊であれば、国際法の枠内で自由に攻防ができるのであって、武器を使用した行動の自由さにおいては重大な違いがある。また、例えば、憲法 76 条 2 項 (特別裁判所の設置禁止) があるために軍法会議を設置できず、軍隊であれば厳禁されるべき敵前逃亡を自衛隊員が行なっても軍法会議によって死刑にしたりはできず、自衛隊法に基づいて 7 年以下の懲役でしか処罰できない。このような、戦うことのできない、なまぬるい組織は軍隊とはいえない。

ところで、自衛隊が、なぜこうした戦えない組織のレベルにとどまったかといえば、憲法 9 条があるために、政府 (内閣法制局) としても、自衛隊違憲論への対抗上、自衛のための必要最小限の実力ならば合憲である、として制約を設けざるをえなかったのであり、そうした意味で、憲法 9 条の存在およびそれを守ろうとする力が、わが国に軍隊を持たせなかった。それゆえ、自民党改憲草案は、国防軍という軍隊を持つためには憲法を改正する必要がある、と言うのである。

4 もし国防軍ができるならば、今後は武力行使の結果、人を殺傷することがありうるし、日本の軍人も戦死することがある。多くの人は、こうした事態には違和感を覚えることであろう。そうになると、改正の目的が改めて問われる。本当に自衛のためなのか。本当に国際貢献のためなのか。それとも日米同盟のためなのか。今、そのことが問われている。

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第13回 東京高判平成24年3月26日（日本ベリサイン事件控訴審判決）

〔労判1065号74頁〕

労働法制特別委員会委員 宋 昌錫 (65 期)



1 事案の概要

Xは、平成17年、内部統制業務に関する知識と経験を買われ、Y社に内部監査室長として雇用された。Xの入社時の年俸は1200万円（月額約94万円＋ α ）であったが、平成20年に賃金が月額150万円に引き上げられた後、平成21年にY社から年俸を1300万円（月額約92万円＋ α ）と決定したとの通知を受けた（「本件給与減額」）。

Y社は、平成20年12月、Xに対し、業務命令違反等を理由とする懲戒処分を、また、平成21年7月には普通解雇する旨を通知した（「本件解雇」）。解雇理由は、①内部監査室長としての業務遂行能力不足、②現経営陣等からの信頼を著しく失ったこと、③担当可能な業務の不存在等であり、これらが「前各号に準ずる解雇に相当する合理的な事由があるとき」という解雇事由に該当するとされた。Xは、地位確認と賃金支払を求めて提訴した。原審（東京地判平成22年12月27日・労判1031号62頁）では、本件解雇を無効とするX一部勝訴判決が下され、双方が控訴した。

なお、Y社経営陣においては、平成17年にY社がA社を買収した際に巨額の損失を生んだことに関し、当時の旧経営陣の責任追及をめぐる、積極派（Xを含む3名）と消極派（代表取締役を含む旧経営陣）のグループ間対立が存在した（後に積極派は全員退職）。

2 裁判所の判断

Y社の控訴認容。Xの請求棄却。

(1) 本件給与減額について

月額150万円への給与引上げについて、代表取締役の決裁等、Y社内における「適正な手続が履践さ

れたことを基礎づける合理的な根拠は存在しない」から、そもそも給与引上げ自体が無効である以上、引上げ分の給与支払請求は理由がない。

(2) 本件解雇の効力について

ア Xは、社長直属の内部監査室長として雇用され、入社時の基準年俸は1200万円と高額であったことから、難度の高い職務において幹部としての職務を遂行することが予定されていた。よって、Xの雇用関係の継続のためには経営陣との間の信頼関係が維持されることが必要である。

イ しかし、Xは、経営陣から期待された3つの主要な業務につきそれぞれ、職務懈怠、Xの言動を原因とする人間関係悪化及び業務遂行不十分が認められる。かかる主要業務の不達成により、Xは親会社経営陣等との「信頼関係を毀損」した。

ウ また、Xは、内部監査室長の地位にあるにもかかわらず、適正な手続を欠く自らの給与引上げの有効性に固執し、また、旧経営陣の責任追及には慎重になるべきとする代表取締役の方針ないし業務命令に違反したことで懲戒処分を受け、その後も自らの責任を否定する態度を取り続けた。Xは、かかる自身の言動により、Y社経営陣等との間の「信頼関係を喪失」させた。

エ 「以上によれば、Xの責任に帰する事由によってXにY社の内部監査室長として雇用を継続することが困難な事由が生じていると認めることができる。そして、Xを相応の役職の幹部職員として雇用を維持することについても、Y社経営陣や他の職員との信頼関係の毀損により、もはや困難になっていると認めることができるから、Xについては、解雇を相当とする合理的な事由…が存在すると認めることが相当である。よって、本件解雇は有効」である。

3 本判決の検討

(1) 本判決の意義

本判決は、①能力不足と、②労働者による非違行為という2つの類型の解雇事由が混在する事案において、「信頼関係の毀損・喪失」という共通の枠組みを用いて解雇の合理的理由ありとの結論を導いている。これは、普通解雇の有効性判断における「信頼関係」法理の具体的適用例に、新たな一事例を加えるものである。

(2) 信頼関係の毀損

普通解雇の有効性判断において「信頼関係」という概念を用いたのは、学校法人敬愛学園（国学館高校）事件（最判H6・9・8労判657号12頁）である。最高裁は、高校教師が自己の所属する学校及び校長を誹謗中傷する文書を第三者に配布した行為につき、「使用者との間の労働契約上の信頼関係を著しく損なうものであることが明らかである」と判示して解雇を有効とした。以来、中山正暉事務所事件（大阪地決H7・3・20労判683号95頁）、モルガン・スタンレー・ジャパン・リミテッド（本訴）事件（東京地判H17・4・15労判895号42頁）等の裁判例が、「信頼関係の毀損」という枠組みを、普通解雇の有効性を導く方向で用いてきた。もっとも、これらはいずれも、使用者への悪印象を与える言動を労働者が対外的に流布した事案である。その意味で、「信頼関係の毀損」は、判例上、少なくとも労働者の非違行為類型に限定して用いられてきた枠組みであった。

この点、本判決は、①Xの業務不達成が経営陣との信頼関係を毀損したと明確に述べ、さらに、②その後のX自身の非違行為的言動が信頼関係を喪失させるに至ったと述べており、①と②を「信頼関係」と

いう概念でバイパスすることで解雇の合理的理由を肯定しているように読める。後者の非違行為だけでなく、前者の能力不足の点をも信頼関係という枠組みで処理した事例は珍しく、本判決は上記判例の射程を広げたとも解釈しうる。

もっとも、信頼関係という概念は、使用者側の一方的・主観的な考えを抽象的に言い表したものにすぎず、解雇権濫用の有無を客観的事実から判断する判例の傾向に反するほか（法律時報労働判例研究編集委員会編『労働判例解説集第2巻』138頁（野田進））、これを安易に用いることは労働者の雇用保障に対する危険を孕んでいる。本判決が信頼関係という枠組みを用いたのも、解雇有効という結論を前提に、理由付けを補強したためであろうか。即ち、XとY社間の雇用契約が4年間続いている点で、地位の特定された中途採用者の能力不足解雇を認めた裁判例（フォード自動車事件・東京高判S59・3・30労判437号41頁等。認容例は契約後1年未満の解雇が多い）とは事案に距離があると判断し、信頼関係の毀損・喪失という言葉で労働者の非難可能性を増幅させた可能性がある（ただし、本判決の事実認定を前提とすれば、解雇有効の結論自体は妥当と思われる）。

なお本判決は、XとY社間に信頼関係が要求される理由を、内部監査室長かつ高額給与というXの契約内容に求めているが、社長直属の機関であるという本件特有の事情に起因する判示と思われる。

(3) 給与減額について

本件のように、社内手続が履践されていない不正な給与引上げの場合、そもそも給与引上げ自体が無効であるから、引上げ後の給与が慣行として労働条件にならない限り、たとえ支給額を引き下げたとしても給与減額にはあたらないと解される（原審も同旨）。

刑弁でGO!

第52回

高裁で逆転無罪!

刑事弁護委員会委員 贅田 健二郎 (61期)

1 事案の概要

本件は、東京地裁で有罪判決が言い渡されたが、東京高裁で破棄され無罪判決が言い渡された恐喝被告事件である。当会の高橋俊彦会員とともに、捜査段階から担当していた事件であり、高裁での無罪判決に至るまでの弁護活動を報告したい。

事案の概要は次のとおりである（複雑な事案なので、説明に必要な範囲にとどめ詳細は省略する）。被害者とされたのは某会社の社長Xと、社長室長Yである。依頼人は、同会社を巡る債権譲渡に関して因縁をつけ、某月25日午後8時頃Yに電話し、暴力団の名前も出しながら脅迫して250万円の交付を要求し、引き続き、同月28日午後7時30分頃Xに電話して脅迫し、よって、翌月2日、Xから50万円の交付を受けてこれを脅し取ったとして、恐喝罪で逮捕された。

2 依頼人の主張と本件の争点

依頼人は、捜査段階から一貫して否認していた。Xの経営する飲食店のフランチャイズ展開に関し尽力したことから、情報提供料や業務費としてXから50万円を受け取ったのであって、脅し取ったものではないというのが依頼人の主張である。

問題の2回の電話であるが、まず、25日の電話については、依頼人は入院中で、Yに電話はかけていない。28日は、退院日だったので昼間Xに退院の報告をしたところ、その日の夜に退院祝いをするため、寿

司屋で待ち合わせるようになった。午後7時30分頃の電話は、寿司屋の場所を聞くためにかけた電話である。これが依頼人の主張である。28日には、寿司屋でXと飲食した後、クラブに行ったのであるが、依頼人は捜査段階からこのことも一貫して供述していた。

そこで、25日と28日に脅迫電話をかけたか否かが本件の主たる争点となった。

3 一審の弁護活動

開示されたXの調書によれば、28日の夜、依頼人と2人で寿司屋とクラブに行ったとは述べておらず、依頼人から脅迫電話を受けた後は、某芸能プロダクションの事務所で打合せをしていたなどと供述していた。依頼人の主張と真っ向から対立する。

他方で、依頼人が言っていた寿司屋とクラブは実際に存在し、クラブで受け取ったという名刺も所持していた。依頼人が嘘を言っているとは思えなかった。Xは、脅迫電話を受けた後に依頼人と飲食を共にしたというのはいかにも不自然なので、あえて虚偽供述をしているのではないかと考えた。

そこで、28日の行動を立証するために、Xの使用していたクレジットカードの利用明細を公務所照会（刑訴法第279条）で取り寄せるよう請求した。その結果、Xがカードの利用明細を任意提出し、28日の依頼人が述べる時間帯に、Xが当該寿司屋とクラブでカードを利用していたことが明らかになった。

その上でXの証人尋問が行われた。ところがXは、依頼人と行ったことは認めず、クラブの女性を同伴

して寿司屋に行き、そのままクラブに行くと証言した。しかし、なぜその事実を隠していたのか、合理的な説明はされなかった。他方で、この点に関する依頼人の供述は捜査段階から一貫している。X供述の信用性は極めて疑わしいものであった。

4 一審判決

判決でも、28日の行動に関するX供述には「疑問が残るといわざるを得ない」と判断された。ところが、「脅迫された後、引き続き飲食を共にすることはおよそあり得ないことではない」などと認定し、直前の電話で脅迫されたとの供述まで虚偽であるということとはできないと判断され、実刑判決が言い渡された。

到底承服できる内容ではなく、即日控訴した。

5 控訴審の弁護活動

控訴審でも、28日の行動が主たる争点となった。すると、検察官がXと当日飲食を共にしたというクラブのホステスを証人として請求してきた。採用されて証言したが、不自然極まりない証言であった。

しかし、検察官がホステスまで立ててきた以上、弁護側も対抗馬を立てたい。依頼人からは、当日クラブで接客を担当したホステスの名前も聞いていたので、そのホステスを証人として呼びたいと考えた。実は、一審の段階から実際にクラブに行き、このホステスとは接触していた。もっとも、証人出廷は頑なに拒否され、断念したという経緯があった。控訴審段階でも、証人として出てもらうよう、私自身何度もクラブに行き説得を重ねた。しかし説得は実らなかった。

無論、それで諦めるわけにはいかない。強制的にでも出てきてもらうしかないと考え、公務所照会で彼女の携帯電話の契約者情報を取り寄せてもらった。

その結果、住所も判明したので、証人として請求した。裁判所からの呼び出しを受けて、そのホステスは法廷に来てくれた。そして、依頼人の供述に沿った証言をしてくれた。

これで、相手の立てた証人を弾劾することができ、依頼人の供述もより一層盤石のものとなった。我々は、今度こそ無罪が言い渡されることを信じ、判決期日に臨んだ。

6 控訴審判決

「原判決を破棄する。被告人は無罪」。判決主文を聞いた瞬間、達成感がこみ上げるとともに、本当にほっとした。問題のX供述については、「電話で、暴力団組織を使って商売をできなくしてやるなどと脅され、金を用意しろと言われた直後に、会って、飲食を共にするというのはあまりに不自然であり、この原判決は、X供述の信用性評価を誤ったもので、経験則等に照らしてみても不合理といわざるを得ない」とされた。極めて常識的な判断であろう。

7 まとめ

本件は、辛抱強く裏付け証拠を探索する努力が報われた事件であったと思う。私自身も、証人として証言したが、まさに総力戦であった。そのような中、依頼人が最後まで主張を貫いていたのが、何よりの勝因だった。その意味では、迷いなく突き進める事件であった。

また、一審では、被告人質問終了まで保釈は認められなかったが、控訴審では、控訴趣意書提出前に保釈が認められた。被告人質問の準備1つをとっても、保釈前と保釈後では準備のしやすさは格段に異なる。保釈されていることの重要性を改めて実感できた事件でもあった。

天狗の棲み家のご近所で

会員 石島 淳

天狗裁き

「天狗裁き」という古典落語の演目があります。ある長屋の夫婦喧嘩が隣家や大家、奉行所を巻き込む大騒動に発展していき、果ては天狗まで登場して……という噺です。まだご存じない方にはぜひこの演目をご覧になってもらいその結末を聴いていただくとして、ここに登場する天狗についていえば、上方落語では鞍馬山に棲む天狗、江戸の場合は高尾山の天狗という設定のようです。高尾山というと都心からでも気軽に行ける自然豊かな観光地として八王子市に位置しています。

さて、この八王子の地において、地域に根ざした法律事務所を求める声に応じて設立されたのが私の勤務する法律事務所です。設立が1974年のことで、来年は事務所創立40周年を迎えることになります。そうした節目の時期に、八王子での弁護士としての第一歩を踏み出すことになりました。事務所で取り扱う事件は多岐にわたっており、一般民事はもちろん、過労死・過労自殺の救済などを始めとする労働事件、横田基地の騒音をめぐる公害問題や高尾の自然を守る環境問題（高尾山天狗裁判）など、この地域ならではの事件も多いのが地域に密着する事務所としての特徴といえるでしょう。

それは間違っすらいない

事務所の運営では人権の擁護や平和・民主主義の発展を重視しています。そのため、憲法の講演や学習会の依頼が寄せられることも多く、私自身も話をする機会をいただいています。労働組合や地域の学習会、大学生の勉強会など、依頼を寄せる団体はさまざまなので、団体ごとの要望にあった話をするように工夫

をしています。毎回試行錯誤の繰り返しになっています。

特に今年の夏以降は、自民党の改憲草案について知りたいという依頼が多く寄せられています。憲法学に触れたことがあれば当たり前のこととして教わる立憲主義ですが、これが理解されているとはいいいがたい草案なので、立憲主義のそもそもからわかりやすく説き起こすことが毎回の講演・学習会の目標になっています。見出しに掲げた「間違っすらいない」という言葉は、ある物理学者が、水準に達していない論文を評して述べたものだそうです。現在の憲法学からみると及第点にはほど遠いことを端的に示すのに格好の名言として、講演や学習会でも紹介させてもらっています。

地域にとけ込んだ法律事務所

弁護士として行うこうした講演や学習会のほかに、地域で平和運動を行っているさまざまなグループと一緒に実行委員会を運営して講演会を企画したりもしています。今年の4月には伊藤真会員を八王子にお招きして憲法のお話をいただき、800人が入るホールをほぼ埋めることができました。そして、この実行委員会の更なる企画として、11月16日に開催した、学習院大学の青井未帆教授をお呼びしての「憲法と民主主義の危機！～静かに進む『改憲』～」と題した講演も成功に終わりました。この企画でも、地域の人々と交流しながら楽しく準備を進めることができました。積極的に地域にとけ込んで活動するというこの法律事務所のスタンスが面白いところであり、こうした活動のひとつひとつを通じて、地域に密着した弁護士になれるよう楽しみながら過ごす毎日です。

第48回

成年被後見人選挙権訴訟を担当した若手に聞く

聞き手：新進会員活動委員会委員 角田 智美 (64期)

新進会員活動委員会では、各分野で活躍している若手弁護士にインタビューし、記事を連載しています。今回は、成年被後見人が選挙権を有しないとする公職選挙法の規定が憲法に違反するとして、原告に選挙権があることを認めた東京地方裁判所平成25年3月14日判決の事案を担当した田上裕輝弁護士（島根県弁護士会）にお話をうかがいました。

——まず、訴訟の経過や結果について、教えてくださいませんか。

本件は、成年被後見人である原告が国に対して、国政選挙において投票することができる地位にあることの確認を求めた事案です。平成23年2月1日に東京地裁に訴訟を提起したのをきっかけに、さいたま地裁、京都地裁、札幌地裁にも同様の訴訟が提起されました。

そして、東京地裁で、公職選挙法11条1項1号は違憲で、原告には選挙権があるとして、選挙で投票できる地位にあることを確認する判決がなされました。その後、国側が控訴しましたが、第一審判決後に公職選挙法11条1項1号を削除する法改正がされて、目的は達成されたため、国政選挙において選挙人として投票をすることができる地位にあることを確認するという内容の和解成立で終了となりました。東京以外の訴訟についても、全て和解で終了しました。

——この訴訟にかかわることになったきっかけは何ですか。

私が弁護修習の時期に、原告から私の修習担当の弁護士と親しい弁護士に相談があり、弁護団を結成して訴訟をすることになりました。訴訟提起の時は、弁護修習も終わっていましたが、最後まで見届けたいと思っていたので、弁護士になってから弁護団の一員にいただきました。

実は、弁護修習中に訴状の起案もさせてもらいました。訴訟提起する頃には弁護修習は終わっていましたが、原案の訴状とはだいぶ違った訴状になっていましたが、ドラフトを作成したのは私です（笑）。

——訴訟にはどんな思いで取り組んでいましたか。

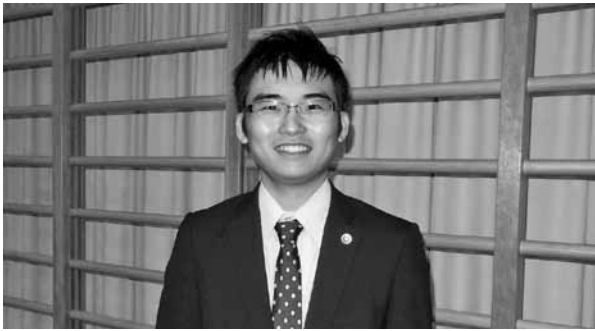
違憲判決を求める行政訴訟でしたので、絶対に勝訴できると確信して挑んだ訴訟ではありませんでした。しかし、絶対に勝訴しなければならないと思っていました。

なぜなら、原告の方々に再び選挙権を取り戻すだけでなく、勝訴しなければ、成年後見制度を利用した家族の方の気持ちも救われなかったからです。成年後見制度を利用する家族の方は、自分が成年後見の申立をしたために、自分の家族の選挙権を奪ってしまったと苦しんでおられました。その方達のためにも、何としても勝訴しなければと思っていました。

——この訴訟で苦労したことは何ですか。

最初から勝訴できるとはいえない案件でしたので、大変なことは多かったです。裁判所に対して法理論をきちんと述べることはもちろん大事ですが、社会を動かすということも重要でした。具体的には傍聴の呼びかけをしたり、署名運動をしたり、さらにマスコミや国会議員、憲法学者等への働きかけをしました。その結果、報道を通じて多くの方にこの問題を知っていただき、学者の先生にも意見書を書いていただいたり教科書に違憲説を載せていただいたりもしましたし、ご存じのように判決後の迅速な法改正にもつながりました。こうした経緯を考えると、苦労した…というのであれば、私よりも、この訴訟の意義を世間に知らせるべく運動していた支援者の方々の方が大変だったと思います。

——弁護団の中で、訴訟の分担などはどのようにやっていたのですか。



島根県弁護士会会員

田上 裕輝 弁護士 (64 期)

人とのつながりを大切にしたいという気持ちから、都心ではない場所での弁護士を希望し、島根で弁護士をすることになった。毎日様々な事件に追われており、忙しく大変なこともあるが、依頼者からの「ありがとう」の言葉があればがんばれると語る新進気鋭の弁護士。

弁護団で打合せをして、主張・反論すべき点を構成し、論点ごとに分担して起案していました。メーリングリストを使って各自の起案を共有して修正等をしていました。私が一番若手なので、私がまとめる作業をやるが多かったです。

打合せは主として東京で行っていましたが、私は島根在住ですので、スカイプも活用していました。

適宜、各地の弁護団とも情報交換し、それぞれの取り組みの内容や各地裁の進展状況なども確認しながら進めていました。

—— 国はどのような主張をしていたのでしょうか。

判決でも触れられていますが、国は、選挙権は法律で具体化されるものだからその法律を制定する国会の裁量が大きいものであるし、国家機関としての選挙人団を構成する一員として国会議員等の公務員を選定する公務であるから、選挙権を行使するに足る能力がある者にだけ選挙権を与えてもよいのだということを強調していました。

しかし、この主張については、選挙権の重要性を理解しないものであって全く説得力がないと感じていました。そもそも選挙をするのに必要な能力とは何なのかという根本的な疑問があった上に、何らかの能力が必要であるとしても、成年被後見人は財産の管理・処分ができない（それも厳密に言えば、まったくできないというわけではないのですが）とされているだけであり、選挙権の行使ができるかということとはそれと全く別問題なのは自明です。

また、国は、選挙のたびに能力を審査するわけにはいかないから後見制度を流用するのは合理的だという主張をしていましたが、本人を保護するための後見制度を流用して選挙権という重要な権利を奪うのは本末転倒です。

さらに、国は、不正な干渉を防ぐために能力のない者を排除するという主張もしていましたが、不正があるのなら不正を取り締まるべきなのであり、不正な干渉を受けるかもし

れない人から選挙権を奪うのも本末転倒です。

—— そのような主張をする国の態度について、どのように感じましたか。

今回原告になられた方は、国政に関心を持ち、毎回きちんと選挙に行っていた方々でした。にもかかわらず、突然、選挙権が剥奪されたのです。20歳以上の日本人ならば皆、選挙権が与えられるのに、自分だけ剥奪された。私は一体何者なのだろうと家族に話されたそうです。私達は当たり前前の権利を当たり前に行使できていますが、それを剥奪された人の気持ちを国はもっと理解すべきだ、心からそう思いました。

—— この訴訟に関わって良かったことは何ですか。

社会的意義のある訴訟に弁護団の一員として関与できただけで、本当に良かったと思っています。成年被後見人に選挙権はないということを知識としては知っていましたが、今回の裁判に携わるまでは特に意識することもなく、深く考えたこともありませんでした。この件で、実際に成年被後見人になっただけで選挙権を奪われた方を目の当たりにし、今まで当たり前に行使できていた権利である選挙権を奪われることがどういうことなのか、考えさせられました。そして、基本的人権というものがどういうものなのか、今後、弁護士として仕事をしていく中で、大切な視点を教えていただいたと思います。

また、「勝訴」の幕を掲げてテレビカメラの前に立つという貴重な経験もできました（笑）。

このように、若手のうちから、社会的意義のある訴訟に参加して、社会に存在する問題を意識することができたのは、私にとってとても有益なことでした。それだけでなく、新人の弁護士として、事務所以外の弁護士と仕事をするにより、普段とは違う形で指導を受けられて、本当に勉強になりました。若手のうちから経験を積むことができて、非常に有益だったと思います。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

62期

修習生活を振り返って

会員 佐藤 絢 (62期)

1 秋田へ

私は、新62期として2008年11月より約1年間の修習期間を過ごした。司法試験合格後実務修習開始までの約2か月間、各種手続や引越し等の準備で慌しく過ごす中、何の縁もゆかりもない秋田への配属決定を知り、大変不安に感じたのが最初の思い出である。もっとも、住めば都、知らない土地だからこそ文化や行事に触れ、修習生活を楽しもうと前向きに捉え、吹雪の中家探しを行い、修習に備えた。

2 実務修習

幸いなことに、秋田の方々は我々修習生を大変温かく迎えて下さり、実務修習では懇切丁寧な指導を頂いた。

弁護修習では、指導担当弁護士の法律相談に毎回同席させて頂き、限られた時間で的確な回答をするために必要な情報を過不足なく聴き取るための技術を学んだ。私の要領を得ない起案が添削を通して簡潔明瞭かつ的確を射た書面に生まれ変わっていく様を直に見ては感動を覚えた。私の理想とする起案のイメージは弁護修習を通して形成されたと言ってよい。

検察修習では、被疑者自身の口から真実を語らせるにはどうしたらよいのか、試行錯誤しながら取調べに取り組んだ。裁判修習では、裁判官の思考の緻密さ、事案把握のスピード、訴訟指揮の的確さにプロの仕事を感じた。

3 秋田生活を満喫

秋田に配属されたのは私を含めて16名であった。少人数な分、人間関係は密であり、公私にわたり行動を共にすることが多かった。

まず、秋田といえば雪国、雪国といえばスキーである。私は普段スポーツとは殆ど縁がない自他共に認めるインドア派であるが、スキーにはまったことで驚くべきアウト

ドア力を発揮する。同期との旅行だけではなく、個人的にも毎週のようにスキー場に足を運び、全くの素人が、シーズンが終わる頃には上級コースを転ぶことなく滑降できるまでに上達した。

雪国の魅力は冬だけではない。日本三大花火大会の1つでもある大曲の花火。修習仲間と桟敷席から灰が直接降り注ぐ程の至近距離で鑑賞した花火の迫力は今でも忘れられない。東北三大祭りの1つ、竿燈祭りでは、黄金の稲穂を思わせる光のページェントや重さが数十キロもある竿燈を自在に操る演者の妙技、普段の人通りからは想像できない大勢の観客の賑わいに圧倒された。

その他にも、同期の自宅で頻繁に行った鍋パーティーや日本酒鑑賞会、夜を徹して行われた勉強合宿、山歩き、ラーメンの食べ歩き等々、思い出を挙げればきりが無い。

秋田での生活は約10か月という長いようで短い期間であったが、沢山の方々にお世話になった。

4 集合修習

二回試験直前の2か月間は和光で集合修習を行った。秋田での長閑な生活は一変、研修所では即日起案と解説講義の繰り返し、帰宅後は白表紙の復習という怒涛の日々であり、その生活は受験生そのものであった。修習期間の短期化もあってか、例年相当数の不合格者が出ていたため非常に心臓に悪い試験であったが、無事合格できたのは教官の熱心な指導と同期の協力があったからであろう。持つべきものは仲間であると強く感じた。

5 おわりに

良き指導者と良き仲間にも恵まれた修習であった。秋田で育てられた法曹として、その恩を少しでも世に還元していけるよう、今後も研鑽を積んでいく所存である。



私の趣味

会員 柳沢 可奈子 (61 期)



1 音楽の教師をしていた祖父、フルート教室を開いていた母の影響もあり、小さい頃からクラシック音楽が身近にありました。

幼稚園に入園すると、ヤマハ音楽教室に通い、オルガンを弾いたり、歌を歌ったりして音楽に親しみました。そのおかげか、絶対音感が身に付きました。

小学校に入学してから、本格的にピアノのレッスンに通い始めました。初めは、バイエル、ツェルニー100番練習曲など、子どもにとっては単調な曲の練習でした。それでも、ピアノの先生や母に褒められるのがうれしくて、練習に励んだ記憶があります。

小学校高学年になると、ようやく、世に知られた曲を練習する機会が与えられるようになりました。ピアノの先生から、ショパン作曲の『子犬のワルツ』を練習するように言われたときの興奮を今でも覚えています。

2 小学校低学年の頃、何気ない会話の中で、右手の人差し指の第1関節が曲がらないことに気がきました。

病院に行ったところ、幼稚園の頃に右の掌を切る大怪我をした際に、右手の人差し指の第1関節の神経が切断されていたことが判明しました。今では考えられないことですが、レントゲンも撮らずに縫合されたようでした。医師からは、手術をして神経を繋げることは可能であるが、まだ成長段階なので、大人になってからでないと手術はできないと言われました。また、医師によると、私の右手の人差し指は動かなくなってしまってもおかしくない状態であったが、ピアノがリハビリになっていたのだろうとのことでした。

大人になった今も、結局、手術はしていません。第1関節に全く力が入らないので、ペンやお箸を正しく持

つことができず、恥ずかしい思いをすることもあります。が、日常生活で差し支えることはありません。ピアノを続けてきたことがリハビリになったのだと思い、これまでピアノを続けることができたことに感謝しています。

3 高校3年生の時は、大学受験に専念するために1年間ピアノをお休みしましたが、大学に入学してから再開し、高校の時までの恩師に紹介していただいた先生のお宅へ隔週で通い始めました。今でもお世話になっているその先生は、非常に厳しい先生で、作曲家の真意を少しでも歪曲化するような演奏をすると、容赦なく叱責されます。最初にご自宅へ伺った際に、「私は、音大生が来ても同じレッスンをするわ」と言われました。こちらも真剣勝負で挑まなければならないと覚悟しました。

レッスンは毎回2～3時間休憩なく続き、その後に2時間程度、先生と歓談してから帰宅します。「弾き手は、作曲家が遺した楽譜から作曲家の意図を汲み取り、忠実に再現しなければならない。それはプロであってもアマチュアであっても同じこと。弾き手は作曲家に対して、決して傲慢になってはならない」と先生はおっしゃいます。法学部で立法趣旨や法律の解釈を学ぶのと同じように、ピアノのレッスンでは、作曲家の意図や曲の解釈を学びます。

4 さて、今年も残すところあとわずかになりました。年の瀬には至るところで『第九』を耳にすることでしょう。何かと殺伐とした世の中だからこそ、新しい年も音楽と触れ合い、心に潤いを与える一年にしたいと思います。

『レザボア・ドッグス』

1992 年／アメリカ／クエンティン・タランティーノ監督作品

高校生の私を夢中にさせた 「吹き溜まりの犬達」に感謝

会員 今西 順一 (59 期)



『レザボア・ドッグス』 Blu-ray
価 格：4,935 円 (税込)
発売元：ジェネオン・ユニバーサル・
エンターテインメント

「吹き溜まりの犬達」といった程度の意味の題名が冠せられた、この映画ですが、私が見たのはおそらく、高校生の頃だったと思います。

真っ黒のスーツを着た人相の悪い男達が、宝石強盗をする、しかし、事前に警察の手が回っており、死人までで大失敗。散り散りとなってアジトに帰ってきた男の一人が言います、「このなかに犬（警察の手先）がいる」と…。

このようなオープニングから、時間軸を入れ替えながら物語が展開して、男泣きに泣くハーヴェイ・カイトルの姿で幕を閉じるエンディングまで、高校生の私は夢中でこの映画を繰り返し観ました。

映画のなかで繰り返されるのは、強盗、拷問、暴力、銃撃戦、悪い男達の仲違いとその間で繰り返られる絶妙な会話、そして、男の友情物語であり、最後の点以外は、心穏やかにさせるものは何もありません。

また、登場人物は、警察官以外ろくな人間ではありません。プロの犯罪者集団どもが宝石強盗をする話なので、当たり前ですが。

当然、心打つヒューマンストーリーも、人生を生きていくうえでの教訓を得ることもありません。むしろ、黒づくめのサングラスかけた強面の男達が、手には拳銃を握り仲間割れしているのですから、こんな奴らとは仲良くしたくもありません。

でも、こんな男達がカッコよく、魅入ってしまう物語になっています。

この映画は、1991年に制作されています。制作費は900万ドルで、今や大物監督のクエンティン・タランティーノが脚本、監督、出演までこなしたデビュー作であり、つまるところ、お金はかかっていないけど脚本と演出と俳優の力が結集した作品ということでしょうか。ハリウッドのメジャー作品などばかり観ていた高校生の私は、この作品をみて、以後、映画三昧（といっても年間100本くらいですが）の大学生生活に突入することになりました。映画って面白いな、と心から感じる事ができたからです。

今回、改めて、おそらく15年ぶりくらいに全編を見通しました。ただ、かつてと今では、やはり印象に違いもあって、高校生の私は男の友情物語としてのイメージを強く持っていましたが、今観ると、その印象はだいぶ薄まりました。

しかし、そのようなことはどうでもいいことです。あの頃に観た、渋いハーヴェイ・カイトルが、カッコいいティム・ロスが、凶暴なマイケル・マドセンが、変わらずに画面に登場して、あの頃と同じ台詞を喋ってくれます。すると、このシーンを繰り返してみたな～という記憶とともに、当時の自分の高校生活の思い出や感覚が蘇ってきます。そのように感じる事ができるのは、15年くらい前にビデオテープを何度も巻き戻してこの映画に夢中になったおかげです。

というわけで、「吹き溜まりの犬達」には、ありがとうと言いたいですね。



旧会館 正面入口

旧会館時代の思い出 〈前編〉

2013年9月19日に当会事務局を定年退職された小林博隆元事務局
局長（現在、東京都弁護士協同組合事務局長）に寄稿いただきました。
2回に分けて掲載します。

元事務局長 小林 博隆

（聞き手：広報課 宿輪 初音）

宿輪：長い間お疲れ様でした。事務局に就職されたのは、もちろん旧会館ですよね。

小林：そうです。1976年の6月でした。今の裁判所のあたりに農水省側から二弁、東弁、一弁の順に3階建ての建物が三つ並んでいました。さらに法曹会館寄りに日弁連…二弁の地下には大平、一弁の地下には中華の銀茶寮、残念ながら新しい会館には入りませんでした。東弁の地下にはメトロ、みとう、それから床屋さんと歯医者さんもありました。

宿輪：からかっていませんか？

小林：本当にありましたよ、歯医者さん。みとうなんか石炭置き場の跡地ですよ。だから狭かった。

宿輪：石炭？ 何に使ったんですか？

小林：ボイラーの燃料。僕の入ったときはさすがに石炭はなかったけど。

宿輪：歴史のある建物だったようですが、とくに印象に残っていることはありますか。

小林：大きなひび割れがあったり、でも、ぼろは着てても…活動の中身で勝負というような気概があったように思います。

宿輪：一体感があったんですね。ほかにどうですか。

小林：会長室に田中正造先生の感謝状が額に入られてありました。と最近まで思い込んでいて、

没後100年を機に倉庫から出して飾ろうということになって調べてみたら、田中正造先生は出てこない。でも足尾鉍毒事件には関係があって、渡良瀬川流域の村の村議会議長が花井卓蔵先生ほか弁護団の皆さんに宛てた感謝状でした。なぜかベテラン職員はみんな思い込んでいましたね。

宿輪：田中正造先生ではなかったとしても、多くの先輩会員が大きな公害事件で活躍されたことの証ですね。すごいですね。

小林：それから、3階に講堂があって、ここで総会や常議員会などをするのですが、ここだけエアコンがない。夏場の常議員会は大変でした。大きな扇風機はいくつもありませんでした。

宿輪：それは大変です。

小林：消費者被害の集会もここでやりました。300人以上集まって床が抜けるぞ…と大騒ぎしたこともあります。その後、専門家に点検してもらったら、500人までいける、ということだったと記憶しています。ちなみに、このときの集会はゴルフ場の会員権の問題、当会の会員も説明会をそーっと聞いていたということでしたね。

宿輪：会員も被害者だった。本当ですか？

小林：だったらいい。講堂はいろいろなことに使われていましたが、講堂の入り口に「特別室」とい

うのがありました。字が薄くなってよーくみないと「特別室」とは気がつかない。何が特別なのか調べてみました。

宿輪：わけありですか？

小林：特別室と講堂は大きな観音開きのドアでつながっている。ドアを開けると講堂が見渡せる構造になっているわけです。これがわけあり。古い弁護士法時代の名残だったようです。

宿輪：なんですか？

小林：司法省の役人が東弁総会を監視する部屋だったようです。

宿輪：えーっ。

小林：「思い出の弁護士会館」というビデオに出きます。今は「弁護士自治」ですよ。弁護士自治を獲得して守ってきた歴史は「百年史」にくわしく載っています。

宿輪：古い会館を知らない私にとって、ぼろは着てもというお話でしたが、弁護士会の活動の染みこんだすてきな会館だったように思えてきました。「垂れ幕問題」ということも聞いたことがあります。

小林：デパートによくある「〇〇セール」というような垂れ幕。古い会館の玄関脇にかかっていた。「刑事施設法案反対！ 留置施設法案反対！」「代用監獄を廃止しよう！」というようなものでした。これをかけるときに「美観を損ねる」というような理由で会館委員会や常議員会でなかなか通らなかったというように聞いています。でもなんとか垂れ幕をかけられた。その後、拘禁二法案（刑事施設法案と留置施設法案）が廃案になって、垂れ幕も役割を終えて外すことになりました。ところが、拘禁二法案は廃案になったと思ったらまた提出されたりして、そんなことの繰り返しでした。

宿輪：そのたびに垂れ幕を下げて…。

小林：そううまくいかない。いったん外すとすぐにはいかない。また拘禁二法案が大変なので垂れ幕を、と対策本部で頑張ったんですが、なかなか難しい。そこで、ある職員が、そもそも使えるかどうかわからないから、垂らしてみようというわけで垂らしてみた。

宿輪：それでどうになりました？

小林：そのままにしておいたらいい。

宿輪：“ある職員”…小林さんでしょ。

小林：よく覚えていません。すっかり会館になじんでしまっ、誰も気がつかない。

宿輪：前にもあったし、あれっみたい。

小林：そうそう。ところが、拘禁本部の西嶋勝彦先生が気がついた。

宿輪：それはまずいぞ。

小林：「小林君、あれどうしたんだい」「虫干しです」「虫干し？ それはいい」ととても喜んでいただきました。

宿輪：おもしろすぎませんか？ やっぱり“ある職員”だ。

小林：垂れ幕でずいぶん時間を使ってしまった。

(次号に続く)



旧会館講堂での常議員会（1995年）

図書館学

『図書館と情報モラル』阿濱茂樹／青弓社

外国法

『デュー・プロセスと合衆国最高裁 弁護士依頼権、スーパー・デュー・プロセス 3』小早川義則／成文堂
『ハンドブックアメリカ・ビジネス法』吉川達夫／レクシスネクシス・ジャパン

憲法

『規範力の観念と条件』ドイツ憲法判例研究会／信山社
『国際人権入門 第2版』横田洋三／法律文化社
『危機をのりこえる女たち DV法10年、支援の新天地へ』戒能民江／信山社
『教育判例で読み解く憲法』柳瀬昇／学文社
『共通番号法のポイント』阿部泰久／新日本法規出版
『論点探究憲法 第2版』小山剛／弘文堂
『情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法：情報関連7法』日本評論社

選挙法

『地方選挙の手引』選挙制度研究会／ぎょうせい

行政法

『リスクと協働の行政法 平成25年』山田洋／信山社
『立法補佐機関の制度と機能 各国比較と日本の実証分析』蒔田純／晃洋書房
『目からウロコの建築確認のポイントQ&A』日本E.R.I.／ぎょうせい
『これだけはやっておきたい！ 帰宅困難者対策Q&A』廣井悠／清文社

消防法

『消防法の実務 16訂 テーマ別ユニット解説単元』消防法研究会／東京法令出版

会計法

『官庁契約のポイント 新訂増補版』斉藤清史／全国会計職員協会

税法

『図解でわかる！新税務調査手続の疑問と回答』平川会計パートナーズ／ぎょうせい
『税務相談事例集 各税目の視点から解説 平成25年版』村上幸宏／大蔵財務協会
『図解国際税務 平成25年版』望月文夫／大蔵財務協会
『改正税法のすべて 平成25年版』吉沢浩二郎／大蔵財務協会
『超・実践！租税争訟専門講座』資料 平成25年版 東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会／東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会
『会則・規則類集』東京税理士会
『「相当性」をめぐる認定判断と税務解釈 借地権課税における「相当の地代」を主たる論点として』酒井克彦／清文社
『法人税法 平成25年度版』渡辺淑夫／中央経済社
『連結納税基本通達逐条解説 2訂版』秋元秀仁／税務研究会出版局
『Q&A生命保険・損害保険の活用と税務 平成25年7月改訂』三輪厚二／清文社
『災害にあったときの所得税の軽減・免除』森谷義光／大蔵財務協会
『源泉所得税の実務 問答式 平成25年版』増

井弘一／納税協会連合会

『武田昌輔Q&A プロからの税務相談』武田昌輔税法研究グループ／新日本法規出版
『図解所得税 平成25年版』鳴島安雄／大蔵財務協会
『図解譲渡所得 平成25年版』渡辺定義／大蔵財務協会
『図解源泉所得税 平成25年版』山下孝一／大蔵財務協会
『公共用地取得の税務 平成25年版』渡辺定義／大蔵財務協会
『路線価による土地評価の実務 平成25年8月改訂』小野山匠海／清文社
『Q&A105新時代の生前贈与と税務 平成25年改訂版』坪多晶子／ぎょうせい
『図解相続税・贈与税 平成25年版』渡辺定義／大蔵財務協会
『図解財産評価 平成25年版』長谷川昭男／大蔵財務協会
『実務に活かす印紙税の知識 改訂4版』木村剛志／税務研究会出版局
『図表&事例詳解消費税経過措置』ロータス21／新日本法規出版
『Q&Aで理解する8%消費税』金井恵美子／税務研究会出版局
『図解酒税 平成25年版』富川泰敬／大蔵財務協会
『要説固定資産税 平成25年度版』固定資産税務研究会／ぎょうせい

地方自治法

『総論・立法法務』川崎政司／ぎょうせい
『地方自治問題解決事例集 福祉編』自治体福祉問題研究会／ぎょうせい
『詳解地方公共団体の契約 改訂版』自治体契約研究会／ぎょうせい

民法

『法人登記の手続 5訂版』日本法令法人登記研究会／日本法令
『不動産実務百科Q&A 平成25年版』杉本幸雄／清文社
『不動産関係訴訟』塩崎勤／民事法研究会
『最近の不動産の話』吉田修平法律事務所／金融財政事情研究会
『民法改正のいま 中間試案ガイド』内田貴／商事法務
『民法改正中間試案の補足説明 確定全文＋概要＋補足説明』信山社／信山社
『民法改正中間試案 確定全文＋概要付き』信山社／信山社
『民法改正中間試案 確定全文』信山社／信山社
『判例Check 契約の無効・取消 改訂版』加藤新太郎／新日本法規出版
『民法改正と建設工事請負契約の現代化』服部敏也／建設業適正取引推進機構
『表現の自由と名誉毀損』松井茂記／有斐閣
『成年後見制度の新たなランド・デザイン』法政大学大原社会問題研究所／法政大学出版局
『Q&A遺留分の実務 改訂版』愛知県弁護士会／新日本法規出版
『不動産登記法概論』山野日章夫／有斐閣
『信託に関する登記 第2版』横山亘／テイハン
『境界をめぐるトラブル解決法 増補版』芥川基／自由国民社
『設題解説涉外戸籍実務の処理 改訂 総則・通則編 1』涉外戸籍実務研究会／日本加除出版
『マンション管理の知識 平成25年度版』マンション管理センター／マンション管理センター

『交通損害関係訴訟 補訂版』佐久間邦夫／青林書院

会社法

『要件事実会社法 3』大江忠／商事法務
『会社事件手続法の現代的展開』川嶋四郎／日本評論社
『中小企業経営に役立つ判例30選』飛田博／大蔵財務協会
『これですべてがわかる内部統制の実務』箱田順哉／中央経済社
『日本のコーポレート・ガバナンスと監査役・監査委員会の職責』日本監査役協会／商事法務
『株式会社法大系』江頭憲治郎／有斐閣
『企業法学の展望』大野正道先生退官記念論文集編集委員会／北樹出版
『会計参与制度の法的検討』斉藤孝一／中央経済社
『「中小企業の会計に関する指針」ガイドブック 最新版』近畿税理士会／清文社
『最新組織再編の法律・会計・税務ハンドブック 5訂版』山田ビジネスコンサルティング株式会社／日本法令

保険法

『自動車保険のつぼ 改訂版』鈴木辰紀／成文堂

犯罪学

『子どもを犯罪から守るための多機関連携の現状と課題』石川正興／成文堂

司法行政・司法制度

『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 概況編』最高裁判所事務総局／最高裁判所事務総局
『裁判の迅速化に係る検証に関する報告書 社会的要因編』最高裁判所事務総局／最高裁判所事務総局
『対話的違憲審査の理論』佐々木雅寿／三省堂
『法律事務所の経営戦略』大木ヒロシ／学陽書房
『奈良弁護士会史』奈良弁護士会／奈良弁護士会

訴訟手続法

『SUMMARY COURT ある日の簡易裁判所』岩田和壽／金融財政事情研究会
『重点講義民事訴訟法 第2版補訂版 上』高橋宏志／有斐閣
『民事裁判小論集』中野貞一郎／信山社
『担保不動産の任意売却マニュアル 新訂第2版』黒木正人／商事法務
『民事執行の実務 第3版 債権執行編 上』東京地方裁判所民事執行センター実務研究会／金融財政事情研究会
『民事執行の実務 第3版 債権執行編 下』東京地方裁判所民事執行センター実務研究会／金融財政事情研究会
『事例に学ぶ保全・執行入門』野村創／民事法研究会
『倒産と金融』倒産と金融実務研究会／商事法務
『最新私的整理事務』田口和幸／金融財政事情研究会
『最新民事調停事件の申立書式と手続 3訂版』民事調停実務研究会／新日本法規出版
『刑事判例の史的展開』内田博文／法律文化社
『刑事訴訟法 2』光藤景皎／成文堂
『刑事訴訟法 第3版』寺崎嘉博／成文堂
『刑事裁判のいのち』木谷明／法律文化社
『任意捜査の限界101問 5訂』渡辺咲子／立花書房

『Q&A実例逮捕・勾留の実際 第2版』高森高德／立花書房
『政治制度としての陪審制 増補』三谷太一郎／東京大学出版会

経済産業法

『電子商取引法』松本恒雄／勁草書房
『消費生活相談年報 平成24年度』東京都消費生活総合センター／東京都消費生活総合センター
『再生可能エネルギーの法と実務』深津功二／民事法研究会
『再生可能エネルギー基地北海道』北海道弁護士会連合会／北海道弁護士会連合会
『原発を止めた裁判官 井戸謙一元裁判官が語る原発訴訟と司法の責任』井戸謙一／現代人文社
『チェルノブイリ原発事故ベラルーシ政府報告書』ベラルーシ非常事態省／産学社
『判例から学ぶ金融商品販売と訴訟リスク対策』富田陽子／きんざい
『ファンドビジネスの法務 第2版』伊東啓／金融財政事情研究会
『金商法・行為規制の手引き』三浦章生／商事法務
『為替商品取引の実務』蜂須賀一誠／中央経済社
『金融取引法の現代的課題』瀬々敦子／晃洋書房

無体財産法

『営業秘密の保護 増補 不正競争としてのノウ・ハウの侵害を中心として』小野昌延／信山社

海事法

『海事仲裁がわかる本』谷本裕範／成山堂書店

労働法

『詳説倒産と労働』『倒産と労働』実務研究会／商事法務
『実務解説労働安全衛生法』木村大樹／産労総合研究所出版部経営書院
『チャート安衛法 改訂5版』労働調査会／労働調査会
『企業の枠を超えた賃金交渉』松村文人／旬報社

社会福祉法

『精神障害者施設におけるコンフリクト・マネジメントの手法と実践』野村恭代／明石書店
『社会福祉法人の会計・税務・監査 第3版』塩原修蔵／税務研究会出版局

医事・薬事法

『提言患者の権利法大綱案』日本弁護士連合会人権擁護委員会／明石書店
『薬害過失と因果関係の法理』塩野隆史／日本評論社

環境法

『逐条解説化審法』化審法規研究会／ぎょうせい
『環境配慮契約法産業廃棄物処理契約ハンドブック』環境新聞社／環境新聞社

社会保険法

『離婚時年金分割の考え方と実務 第2版』年金分割問題研究会／民事法研究会

教育法

『教育統制と競争教育で子どものしあわせは守れるか?』日本弁護士連合会／明石書店
『スポーツ権と不祥事処分をめぐる法実務』第一東京弁護士会総合法律研究所／清文社

国際法

『緊急事態の法的コントロール』初川満／信山社
『北極海のガバナンス』奥脇直也／東信堂
『海外相続ガイドブック プランニングおよび相続実務におけるQ&A66』三輪壮一／きんざい
『UNIDROIT 国際商事契約原則2010』私法統一国際協会／商事法務
『法律意見書の読み方』山原英治／商事法務
『外国人のための入国・在留手続の手引 9訂版』出入国管理法令研究会／日本加除出版

法令集

『旧法令集 平成改正版』江頭憲治郎／有斐閣
『道路占用関係通達集 第6次改訂版』道路管理研究会／ぎょうせい
『弁理士関係法規集』日本弁理士会／日本弁理士会
『老人福祉関係法令通知集 平成25年版』第一法規

裁決集・命令集

『土地収用裁決例集 平成23年度裁決』全国収用委員会連絡協議会／ぎょうせい
『不当労働行為事件命令集 153-1』中央労働委員会／労委協会
『不当労働行為事件命令集 153-2』中央労働委員会／労委協会

特定秘密保護法案の閣議決定に抗議する会長声明

1 10月25日、政府は、特定秘密保護法案（以下「法案」という）を閣議決定し、衆議院に提出した。

2 当会はこれまで複数回にわたり政府が2008年4月以来検討してきた秘密保全法制に反対する意見を表明してきた。

その理由は、政府が立法化を画策してきた秘密保全法制が、(1)主権者である国民による政府監視と主権行使のために最も重要な、①国の安全（防衛）、②外交、③公共の安全・秩序の維持に関する広範な情報について、政府（行政機関の長）が恣意的に「特別秘密」に指定できるとしていること、(2)「特別秘密」の秘匿のため、その取得・漏えいのみならず過失犯、共謀、独立教唆、煽動という広範な行為について処罰できるとしていること、(3)それによって民主政治の根幹（国民主権）が掘り崩されるとともに、国民の知る権利、表現の自由、取材・報道の自由、プライバシー権などの基本的人権が侵害されることなどであった。

3 法案は、基本的に秘密保全法制を踏襲するものであり、以下のとおり同法制と同様あるいはそれ以上に国民主権・民主主義、基本的人権そして平和主義の理念を侵害するものである。

(1) 法案では、特定秘密の対象が抽象的で曖昧な上に、特定秘密の指定についてチェックする体制や方策を全く講じていないから、行政機関の長（政府）は秘密にしたい情報を恣意的な特定秘密の指定が十分可能である。

加えて、法案は特定秘密指定の有効期間を5年と定めているが（法案4条1項）、その更新回数に制限はない（同条2項）。また、指定の期間が30年を超える場合は内閣の承認を要する（同条3項）としているが、行政機関の長の判断は経験則上内閣の意向にほかならず、内閣の承認は指定延長の歯止めとはなりえない。つまり、指定された特定秘密は永久に国民にとっては秘密なのである。

(2) 他方、法案は主権者である国民が特定秘密について知る権利を行使するための行為に重罰を科し、主権者である国民によるチェックも否定する。

特定秘密取扱業務従事者による特定秘密の故意の漏洩（法案22条1項。内部告発も当然のことながら含まれる）、特定取得行為（法案23条。未遂処罰もあり、不正・不当行為も処罰対象で国民が特定秘密に接近すること自体を処罰しようとするものである）については、最長懲役10年で処罰されることになるが、これは現在の自衛隊法の5年以下の2倍、国家公務員法の1年以下の10倍に相当する重罰である。しかも、これまでの秘密漏えい事案の刑事事件ではそのほとんどが起訴猶予や執行猶予処分で終わっており（秘密保全法制立法化の口実とされた中国漁船の海上保安艇へ衝突映像ネット流出事件も起訴猶予である）、自衛隊法、国家公務員法など現行の秘密保護法制で十分対応可能なのである。

法案の重罰化は、国民が特別秘密に接近することを妨げるための国家による国民に対する威迫と言わざるをえない。

(3) 法案10条1号イは、国会を「その他」の提供先として位置づけ、特定秘密の国会への提供につき、他の行政機関や外国政府等への提供（法案6条～9条）に比し極めて厳格な要件を課している。すなわち、提供する場が秘密会であること、知る者の範囲を制限すること、目的外に利用されないようにすること、政令で定める措置を講じることという条件を設けた上に、行政機関の長（政府）が「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき」に、「提供することができる」となっており、行政機関の長の裁量に委ねられている。したがって、国会の判断で特定秘密の内容を検討することができない。しかも、国会議員も上記(2)の処罰の対象であり、国民に提供された特定秘密や秘密会での審議状況を知らせれば処罰を受けることになるのである。

国政にかかわる事項について国民の代表である国会議員が議論し、その内容を広く国民に知らせてゆくというのが国民主権・民主主義の大原則である。特定秘密に関する議論も例外ではない。重罰をもってこれを規制する法案は議会制民主主義を根本から否定するものと言わざるをえない。

4 また、法案1条では、「高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴いその漏えいの危険性が懸念される」ことが立法の動機の一つとされている。

とすれば、情報管理システムの適正化のための基本構造や管理ルールなどが規定されてしかるべきである。ところが、法案にはこれに関する規定が全くなく、法案は、特定秘密取扱業務従事者に関するその親族なども巻き込んだ深刻なプライバシー侵害を伴う適性評価制度の導入（法案12条）や最長10年の重罰（法案22条～24条）をもって情報漏えいに対処しようとしている。これは法案1条の目的に全く反するものであり、高度情報通信ネットワーク社会における情報漏えい防止策として全くの時代錯誤の方策である。

この事実は、適性評価制度や知る権利を行使する国民に対して重罰を科してまでも特定秘密の秘匿を貫き、日本国憲法のもとで曲がりなりにも培われてきた我が国の国民主権・民主主義、基本的人権、平和主義の理念を根本から覆そうとする法案の本質を端的に示している。

5 以上のとおりであるから、当会は本法案に強く反対する。

なお、日弁連が10月23日に発表した意見書で述べているとおり、今必要なのは、公文書管理法、情報公開法などを改正することであり、これが実行できれば特定秘密保護法を制定する必要はない。この方向での議論を深化させ、情報を適切に管理しつつ、情報の公開度を高め、国会が行政機関を実効的に監視できる法制度を実現すべきである。

2013年10月28日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

商品先物取引についての不招請勧誘禁止撤廃に反対し、改正金融商品取引法施行令に同取引に関する市場デリバティブを加えることを求める会長声明

本年6月19日、衆議院経済産業委員会において、証券・金融・商品を一括的に取り扱う総合取引所での円滑な運営のため、内閣府副大臣は、委員の質問に答えて「商品先物取引についても、金融と同様に、不招請勧誘の禁止を解除する方向で推進していきたい」旨の答弁を行った。

不招請勧誘とは商品取引契約締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結の勧誘をすることを指すが（商品先物取引法214条9号）、この答弁は、総合取引所において商品先物取引業者に監督権限を持つことになる金融庁が、総合取引所において取り扱われる商品先物取引については、現在おかれている不招請勧誘禁止の撤廃を検討していることを示している。しかしながら、もし、不招請勧誘禁止が撤廃されれば、総合取引所において消費者に先物取引被害を多数発生させる可能性が高まるとの重大な懸念があり、当会は、見過ごすことができない。

商品先物取引は過去において数多の悲惨な被害を生んだ歴史があるが、その始まりは、1960（昭和35）年頃から外務員を外交に歩かせて注文を取らせる不招請勧誘による営業が横行しだしたことにある。それ以前は、顧客が訪れるのを待って営業していたため、先物取引の消費者被害は生じていなかった。それが、不招請勧誘により、自宅や職場への電話勧誘、訪問販売によって、商品先物が何であるかを知らない消費者を、密室での巧みなセールストークで取引に引き込み、取引開始後も頻繁売買に誘導して手数料を稼ぐ手法が業界の主流となって、次第に被害件数を増やし、ピーク時の2000（平成12）年から2004（平成16）年頃までは、国民生活センターの苦情相談でも毎年4000件を超える数が寄せられるなど多大な被害が集積されていった。こうした実情から見ると、先物取引被害多発の原因に、不招請勧誘の横行があることは明らかである。現在、商品先物取引業者のほとんどは、当時から不招請勧誘を中心に営業を続けていた業者である。

2011年1月1日施行の現行商品先物取引法は、商品先物については国内公設取引所取引であっても不招請勧誘を禁止する

とした。その後、商品先物取引を巡る消費者の苦情相談は激減しており、まさに不招請勧誘禁止こそが商品先物取引被害撲滅の切り札であったことが明白に示されている。

その後、2012年8月には、経済産業省産業構造審議会商品先物取引分科会において、「将来において、不招請勧誘の禁止対象の見直しを検討する前提として、実態として消費者・委託者保護の徹底が定着したと見られ、不招請勧誘の禁止以外の規制措置により再び被害が拡大する可能性が少なくと考えられるなどの状況を見極めることが適当である」として、当面不招請勧誘禁止維持を確認する報告書がまとめられている。

にもかかわらず、今回、上記報告書のまとめた実態の検証も何もしなされないまま、不招請勧誘禁止の撤廃をいうのは、極めて不当である。不招請勧誘禁止から僅か2年余で規制を撤廃すれば、商品先物取引業者に、以前と同じく、消費者被害を多数生み出す機会を与えることになりかねない。

すでに、総合取引所構想実現のため、金融商品取引法の定める金融商品に商品先物取引を加えた改正法が成立しており、その施行が2014年3月と迫っている中、金融庁は、現在、施行令等の改正作業に取組中である。この法改正に伴う施行令の改正において、商品先物取引については店頭デリバティブと同じく市場デリバティブも不招請勧誘禁止の適用がある取引に加えなければ（金商法施行令16条の4第1項）、総合取引所に上場する商品先物取引には、自動的に不招請勧誘禁止規定が適用されなくなる。

よって当会は、消費者保護の観点から、総合取引所において取り扱う商品先物取引について不招請勧誘禁止を撤廃することに強く反対するとともに、改正金融商品取引法施行令には商品先物取引に関する市場デリバティブを加えるよう強く求める。

2013年10月28日
東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

当会会員の刑事事件判決についての会長談話

本日、成年後見人として管理していた被後見人の財産を着服したとして起訴された当会松原厚会員が、業務上横領の罪で懲役5年の実刑判決を受けました。

判決で認定された事実は成年後見人業務中の預り金横領というもので、弁護士に対する市民の信頼を著しく損ねるものであり、由々しき事態であると厳粛に受け止めております。

当会は、弁護士の業務上の預り金の取扱いを厳格化する会規の改正を行い、市民窓口寄せられる弁護士苦情情報を集

約・分析し、弁護士不祥事の早期発見とその根絶のために対策を一層強化し実施しているところです。

本判決を受けて、今後とも、弁護士に対する市民の信頼確保のために全力で取り組む所存です。

2013年10月30日
東京弁護士会会長 菊地 裕太郎

国家安全保障会議設置法等の改正に反対する声明

今、まさに国会で国家安全保障会議（いわゆる日本版NSC）設置法等の改正案が成立されようとしている。

改正案は、国家安全保障会議のなかに外交・防衛・安全保障に関する基本方針と重要事項を審議する4大臣会合を新たに設置して司令塔とするとともに、内閣官房に50名規模の国家安全保障局を設置して各省庁の情報を集中させ、平時から有事までの重要な外交・軍事の政策を官邸主導で決定しようとするものである。国家安全保障局に設けられる班には十数名の制服自衛官も加わって影響力を行使することが予定されており、既存の安全保障会議をアメリカのNSCを模していわば「軍事司令塔」とすることが目指されている。

そして、改正案が審議されている国家安全保障特別委員会では、この改正案を通した後、直ちに特定秘密保護法案の審議に入ることを予定している。国の重要なあらゆる情報を秘密として隠蔽し、国民の知る権利を奪う特定秘密保護法案の危険性については、すでに当会の「特定秘密保護法案の閣議決定に抗議する会長声明」で指摘したところであるが、両法案は、まさに一体的成立が目指されているものである。

この一連の動きは、集団的自衛権等の行使を通じてアメリカとの共同軍事行動をめざす動きと密接に関連する。アメリカと

の共同軍事行動は、アメリカとの軍事秘密情報の共有とその保護を当然に要請するからである。しかし、集団的自衛権等行使を前提とする外交・安全保障政策を立案、遂行することが憲法上許されないことは、当会の「憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認と国家安全保障基本法案の国会提出に反対する声明」で述べたとおりである。

改正後の国家安全保障会議の目的は、特定秘密保護法案の成立を前提とし、国家安全保障を国の最優先事項と位置づけ国民に国家安全保障施策に協力すべき責務を課して国民を総動員することを企図する国家安全保障基本法案の成立を図り、もって集団的自衛権等の行使を容認することに他ならない。国の施策の全ての面で国家安全保障を最優先し、憲法の制約を超えて集団的自衛権を行使し、外交・安全保障政策を遂行することは、憲法の基本原理である徹底した恒久平和主義に反し、国民の権利、自由を脅かすものである。

よって、当会は、国家安全保障会議設置法等の改正に反対する。

2013年11月7日

東京弁護士会会長 菊地 裕太郎